

奈良市公報

第167号

令和8年5月1日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告示

月	日	番号	件名	主管
4	1	172	道路の供用開始	土木管理課
4	1	173	市道路線の廃止	土木管理課
4	1	174	市道路線の認定	土木管理課
4	1	175	道路の区域決定	土木管理課
4	1	176	道路の供用開始	土木管理課
4	1	177	奈良市公報号外第28号に掲載	都市計画課
4	1	178	固定資産課税台帳に登録すべき令和8年度の固定資産の価格等の登録	資産税課
4	1	179	指定納付受託者の指定	広報課
4	1	180	指定公金事務取扱者の指定	保健衛生課
4	1	181	予防接種の実施	健康増進課
4	1	182	指定公金事務取扱者の指定	共生社会推進課
4	1	183	指定公金事務取扱者の指定	医療政策課
4	1	184	指定納付受託者の指定	会計課
4	1	185	指定管理者の指定	スポーツ振興課
4	1	186	指定管理者の指定	共生社会推進課
4	2	187	大和都市計画道路の変更案の公衆縦覧	都市計画課
4	2	188	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止	介護福祉課
4	2	189	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止	介護福祉課
4	3	190	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4	6	191	指定公金事務取扱者の指定	環境政策課
4	6	192	指定公金事務取扱者の指定	環境政策課
4	7	193	指定公金事務取扱者の指定	市民課
4	7	194	令和8年度一般廃棄物処理実施計画	廃棄物対策課
4	7	195	指定公金事務取扱者の指定	障がい福祉課
4	8	196	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4	8	197	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4	8	198	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課

4	9	199	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定	介護福祉課
4	9	200	介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定	介護福祉課
4	9	201	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	介護福祉課
4	9	202	介護保険法の規定による指定介護予防支援事業者の指定	介護福祉課
4	10	203	住居番号の設定	市民課
4	13	204	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4	13	205	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4	13	206	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4	13	207	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者等の指定	障がい福祉課
4	13	208	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者等の指定（更新）	障がい福祉課
4	13	209	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止	障がい福祉課
4	14	210	包括外部監査契約の締結	法務ガバナンス課
公 営 企 業				
月	日	番号	件 名	主 管
4	1	22	奈良市排水設備指定工事店の指定	営業管理課
4	1	23	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
4	1	24	指定公金事務取扱者の指定	営業管理課
4	1	25	指定公金事務取扱者の指定	営業管理課
4	1	26	指定公金事務取扱者の指定	営業管理課
選 挙 管 理 委 員 会				
月	日	番号	件 名	
4	1	23	選挙管理委員会委員長の補欠	
農 業 委 員 会				
月	日	番号	件 名	
4	7	4	農業委員会総会の招集	

告

示

奈良市告示第172号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月1日

奈良市長 仲川 元 庸

整理番号	路線名	区 間		延長 (m) 幅員 (m)
1	北部第806号線	法蓮佐保山三丁目1581番3地先から	法蓮佐保山三丁目777番1地先まで	L=1126 W=6.2~12.0
2	北部第833号線	般若寺町18番1地先から	般若寺町18番4地先まで	L=174.5 W=7.0

(令和8年4月1日掲示済)

奈良市告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次に掲げる市道の路線の供用を廃止する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月1日

奈良市長 仲川 元 庸

整理番号	路線名	起 点	終 点	延長 (m) 幅員 (m)
1	北部第268号線	奈良市大森西町177番1地先から	奈良市大森西町172番1地先まで	L=141.5 W=3.5~8.0
2	中部第449号線	奈良市六条西一丁目1537番23地先から	奈良市六条西一丁目1302番15地先まで	L=120.1 W=9.7
3	中部第1787号線	奈良市六条西二丁目1537番486地先から	奈良市六条西二丁目1537番476地先まで	L=92.4 W=6.0~8.0
4	西部第686号線	奈良市五条畑二丁目1056番200地先から	奈良市五条西一丁目1162番地先まで	L=661.5 W=3.2~14.5

(令和8年4月1日掲示済)

奈良市告示第174号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次に掲げる路線を本市の市道路線に認定する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月1日

奈良市長 仲川 元 庸

整理番号	路線名	起 点	終 点	備考 (m)
1	南部第741号線	奈良市杏町585番31地先から	奈良市杏町585番24地先まで	L=195.3 W=6.0~13.0
2	北部第268号線	奈良市大森西町176番地先から	奈良市大森西町172番1地先まで	L=88.6 W=6.0
3	北部第829号線	奈良市大森町156番1地先から	奈良市大森町103番1地先まで	L=155.7 W=6.0
4	中部第449号線	奈良市六条西一丁目1201番2地先から	奈良市六条西一丁目1302番15地先まで	L=246.3 W=9.7~10

5	中部第1808号線	奈良市疋田町529番23地先から	奈良市疋田町529番27地先まで	L=41.0 W=6.0~8.0
6	中部第1809号線	奈良市押熊町1290番1地先から	奈良市押熊町1302番1番地先まで	L=85.5 W=6.0~8.0
7	中部第1810号線	奈良市疋田町五丁目442番5地先から	奈良市疋田町五丁目442番8地先まで	L=35.4 W=6.0~8.0
8	中部第1811号線	奈良市西大寺北町一丁目285番10地先から	奈良市西大寺本町254番5地先まで	L=78.6 W=6.0~8.0
9	中部第1812号線	奈良市七条一丁目384番1地先から	奈良市七条一丁目2416番地先まで	L=59.2 W=6.0~8.0
10	中部第1813号線	奈良市西大寺新池町1827番7地先から	奈良市西大寺新池町1827番19地先まで	L=39.7 W=6.0~8.0
11	中部第1814号線	奈良市平松一丁目860番10地先から	奈良市平松一丁目860番8地先まで	L=39.1 W=6.0~8.0
12	中部第1815号線	奈良市平松四丁目360番29地先から	奈良市平松四丁目360番24地先まで	L=64.8 W=6.0~8.0
13	中部第1816号線	奈良市四条大路一丁目764番3地先から	奈良市四条大路一丁目760番8地先まで	L=44.4 W=6.0~8.0
14	中部第1817号線	奈良市六条西二丁目1537番486地先から	奈良市六条西二丁目1537番476地先まで	L=94.1 W=6.0~8.0
15	中部第1818号線	奈良市西大寺赤田町二丁目810番3地先から	奈良市菅原町632番2地先まで	L=1167.0 W=24.0~28.0
16	西部第686号線	奈良市五条畑二丁目1141番47地先から	奈良市五条西一丁目1162番地先まで	L=663.9 W=3.2~14.5
17	西部第1534号線	奈良市藤ノ木台二丁目1番987地先から	奈良市中町488番16地先まで	L=39.3 W=6.0~8.0
18	西部第1535号線	奈良市赤膚町1051番7地先から	奈良市赤膚町1202番245地先まで	L=313.4 W=6.0~8.0
19	西部第1536号線	奈良市中山町西二丁目868番59地先から	奈良市中山町西二丁目896番4地先まで	L=221.5 W=6.0~13.0

(令和8年4月1日掲示済)

奈良市告示第175号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月1日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起 点	終 点	備考 (m)
1	南部第741号線	奈良市杏町585番31地先から	奈良市杏町585番24地先まで	L=195.3 W=6.0~13.0
2	北部第268号線	奈良市大森西町176番地先から	奈良市大森西町172番1地先まで	L=88.6 W=6.0
3	北部第829号線	奈良市大森町156番1地先から	奈良市大森町103番1地先まで	L=155.7 W=6.0
4	中部第449号線	奈良市六条西一丁目1201番2地先から	奈良市六条西一丁目1302番15地先まで	L=246.3 W=9.7~10

5	中部第1808号線	奈良市疋田町529番23地先から	奈良市疋田町529番27地先まで	L=41.0 W=6.0~8.0
6	中部第1809号線	奈良市押熊町1290番1地先から	奈良市押熊町1302番1番地先まで	L=85.5 W=6.0~8.0
7	中部第1810号線	奈良市疋田町五丁目442番5地先から	奈良市疋田町五丁目442番8地先まで	L=35.4 W=6.0~8.0
8	中部第1811号線	奈良市西大寺北町一丁目285番10地先から	奈良市西大寺本町254番5地先まで	L=78.6 W=6.0~8.0
9	中部第1812号線	奈良市七条一丁目384番1地先から	奈良市七条一丁目2416番地先まで	L=59.2 W=6.0~8.0
10	中部第1813号線	奈良市西大寺新池町1827番7地先から	奈良市西大寺新池町1827番19地先まで	L=39.7 W=6.0~8.0
11	中部第1814号線	奈良市平松一丁目860番10地先から	奈良市平松一丁目860番8地先まで	L=39.1 W=6.0~8.0
12	中部第1815号線	奈良市平松四丁目360番29地先から	奈良市平松四丁目360番24地先まで	L=64.8 W=6.0~8.0
13	中部第1816号線	奈良市四条大路一丁目764番3地先から	奈良市四条大路一丁目760番8地先まで	L=44.4 W=6.0~8.0
14	中部第1817号線	奈良市六条西二丁目1537番486地先から	奈良市六条西二丁目1537番476地先まで	L=94.1 W=6.0~8.0
15	西部第686号線	奈良市五条畑二丁目1141番47地先から	奈良市五条西一丁目1162番地先まで	L=663.9 W=3.2~14.5
16	西部第1534号線	奈良市藤ノ木台二丁目1番987地先から	奈良市中町488番16地先まで	L=39.3 W=6.0~8.0
17	西部第1535号線	奈良市赤膚町1051番7地先から	奈良市赤膚町1202番245地先まで	L=313.4 W=6.0~8.0
18	西部第1536号線	奈良市中山町西二丁目868番59地先から	奈良市中山町西二丁目896番4地先まで	L=221.5 W=6.0~13.0

(令和8年4月1日掲示済)

奈良市告示第176号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月1日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1	南部第741号線	奈良市杏町585番31地先から	奈良市杏町585番24地先まで	L=195.3 W=6.0~13.0
2	北部第268号線	奈良市大森西町176番地先から	奈良市大森西町172番1地先まで	L=88.6 W=6.0
3	北部第829号線	奈良市大森町156番1地先から	奈良市大森町103番1地先まで	L=155.7 W=6.0
4	中部第449号線	奈良市六条西一丁目1201番2地先から	奈良市六条西一丁目1302番15地先まで	L=246.3 W=9.7~10
5	中部第1808号線	奈良市疋田町529番23地先から	奈良市疋田町529番27地先まで	L=41.0 W=6.0~8.0

6	中部第1809号線	奈良市押熊町1290番1地先から	奈良市押熊町1302番1番地先まで	L=85.5 W=6.0~8.0
7	中部第1810号線	奈良市疋田町五丁目442番5地先から	奈良市疋田町五丁目442番8地先まで	L=35.4 W=6.0~8.0
8	中部第1811号線	奈良市西大寺北町一丁目285番10地先から	奈良市西大寺本町254番5地先まで	L=78.6 W=6.0~8.0
9	中部第1812号線	奈良市七条一丁目384番1地先から	奈良市七条一丁目2416番地先まで	L=59.2 W=6.0~8.0
10	中部第1813号線	奈良市西大寺新池町1827番7地先から	奈良市西大寺新池町1827番19地先まで	L=39.7 W=6.0~8.0
11	中部第1814号線	奈良市平松一丁目860番10地先から	奈良市平松一丁目860番8地先まで	L=39.1 W=6.0~8.0
12	中部第1815号線	奈良市平松四丁目360番29地先から	奈良市平松四丁目360番24地先まで	L=64.8 W=6.0~8.0
13	中部第1816号線	奈良市四条大路一丁目764番3地先から	奈良市四条大路一丁目760番8地先まで	L=44.4 W=6.0~8.0
14	中部第1817号線	奈良市六条西二丁目1537番486地先から	奈良市六条西二丁目1537番476地先まで	L=94.1 W=6.0~8.0
15	西部第686号線	奈良市五条畑二丁目1141番47地先から	奈良市五条西一丁目1162番地先まで	L=663.9 W=3.2~14.5
16	西部第1534号線	奈良市藤ノ木台二丁目1番987地先から	奈良市中町488番16地先まで	L=39.3 W=6.0~8.0
17	西部第1535号線	奈良市赤膚町1051番7地先から	奈良市赤膚町1202番245地先まで	L=313.4 W=6.0~8.0
18	西部第1536号線	奈良市中山町西二丁目868番59地先から	奈良市中山町西二丁目896番4地先まで	L=221.5 W=6.0~13.0

(令和8年4月1日掲示済)

奈良市告示第178号

固定資産課税台帳に登録すべき令和8年度の固定資産の価格等の全てを登録したので、地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定により公示する。

令和8年4月1日

奈良市長 仲川元庸
(令和8年4月1日掲示済)

奈良市告示第179号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の2第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

指定納付受託者	指定納付受託者に納付させる歳入の種類
東京都品川区上大崎三丁目1番1号 株式会社トラストバンク 代表取締役 大井 潤	
奈良県生駒市東生駒一丁目61番地7 南都ディーシーカード株式会社	

<p>代表取締役社長 田原 久義</p>	<p>インターネットを利用して納付する「奈良市心のふるさと応援寄附」に関する寄附金</p>
<p>東京都港区南青山5丁目1番22号 株式会社ジェーシービー 代表取締役会長兼執行役員社長 二重 孝好</p>	
<p>東京都世田谷区玉川一丁目14番1号楽天クリムゾンハウス 楽天グループ株式会社 代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史</p>	
<p>東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号関電不動産渋谷ビル8階 株式会社アイモバイル 代表取締役社長 野口 哲也</p>	
<p>東京都渋谷区道玄坂1-2-3 GMO ペイメントゲートウェイ株式会社 代表取締役社長 相浦 一成</p>	
<p>東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目33-8 SOUTH GATE 新宿9階 株式会社 JR 東日本ネットステーション 代表取締役社長 西尾 寿子</p>	
<p>東京都千代田区神田錦町3丁目22 テラススクエア12階 イオンフィナンシャルサービス株式会社 代表取締役 深山 友晴</p>	
<p>東京都品川区大崎1-11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー8F アソビュー株式会社 代表取締役 山野 智久</p>	
<p>福島県耶麻郡猪苗代町字葉山7105番地 株式会社DMC aizu 代表取締役社長 遠藤 昭二</p>	
<p>東京都千代田区丸の内1-8-3 丸の内トラストタワー本館20階 株式会社ピアトゥー 代表取締役 杉田 真志</p>	
<p>東京都港区港南1-2-70 品川シーズンテラス12階 株式会社 JALUX 地域創生推進部長 津屋 剛介</p>	
<p>東京都渋谷区渋谷2-24-12 渋谷スクランブルスクエア 株式会社ペイメントフォー 代表取締役社長 山崎 祐一郎</p>	
<p>東京都目黒区下目黒1-8-1 アマゾンジャパン合同会社 社長 ジャスパー・チャン</p>	
<p>東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号 株式会社DG フィナンシャルテクノロジー 代表取締役 篠 寛</p>	
<p>東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン13F</p>	

株式会社さとふる 代表取締役社長 藤井 宏明	
東京都千代田区紀尾井町1-3 PayPay 株式会社 代表取締役社長執行役員 CEO 中山 一郎	
東京都文京区本郷3丁目33番5号 三菱UFJニコス株式会社 代表取締役社長 角田 典彦	
大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番43号 株式会社近鉄百貨店 代表取締役社長執行役員 梶間 隆弘	
福岡県福岡市中央区赤坂1-16-5 読売九州ビル5F 株式会社 Workthy 代表取締役 井本 憲史	

2 指定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 指定した日

令和8年4月1日

(令和8年4月1日揭示済)

奈良市告示第180号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の3第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定公金事務取扱者・指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類

指定公金事務取扱者	指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類
奈良県橿原市城殿町459 大和平野土地改良区内 公益社団法人 奈良県獣医師会 会長 吉岡 豊	狂犬病予防注射済票交付手数料

2 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和8年4月1日

委託をした日：令和8年4月1日

3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(令和8年4月1日揭示済)

奈良市告示第181号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月1日

奈良市長 仲川 元庸

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
ジフテリア・百日せき・ポリオ・破傷風・ヒブ感	生後2か月から生後90か月に至るまでの間にある	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	別紙1のとおり

<p>染症（5種混合）、ジフテリア・百日せき・破傷風（3種混合）</p>	<p>者</p>		
<p>ヒブ感染症</p>	<p>生後2か月から生後60か月に至るまでの間にある者</p>		
<p>ポリオ</p>	<p>生後2か月から生後90か月に至るまでの間にある者</p>		
<p>ジフテリア・破傷風（二種混合）</p>	<p>11歳以上13歳未満の者</p>		
<p>麻しん・風しん（MR）、麻しん又は風しん</p>	<p>1 生後12か月から生後24か月に至るまでの間にある者 2 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者</p>		
<p>日本脳炎</p>	<p>1 生後6か月から生後90か月に至るまでの間にある者 2 9歳以上13歳未満の者 〈特例〉 ・平成7年4月2日から平成19年4月1日に生まれた20歳未満の者</p>		
<p>結核（BCG）</p>	<p>1歳に至るまでの間にある者</p>		
<p>小児肺炎球菌感染症</p>	<p>生後2か月から生後60か月に至るまでの間にある者</p>		
<p>ヒトパピローマウイルス感染症</p>	<p>12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子</p>		
<p>水痘</p>	<p>生後12か月から生後36か月に至るまでの間にある者</p>		
<p>B型肝炎</p>	<p>1歳に至るまでの間にある者</p>		
<p>ロタウイルス感染症</p>	<p>〈経口弱毒性ヒトロタウイルスワクチン〉出生6週0日後から出生24週0日後までの間にある者 〈五価経口弱毒性ロタウイ</p>		

	ルスワクチン>出生 6 週 0 日後から出生 32 週 0 日後までの間にある者		
成人用肺炎球菌感染症	65 歳の者及び 60 歳以上 65 歳未満の者であって心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害を有するもの及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有するものとして厚生労働省令で定める者		別紙 2 のとおり
带状疱疹	年度年齢 65 歳の者及び 60 歳以上 65 歳未満の者であってヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定める者 <経過措置対象者>年度年齢 70、75、80、85、90、95、100 歳の者		
RS ウイルス感染症	妊娠 28 週 0 日～36 週 6 日の妊婦		別紙 3 のとおり

2 接種不適当者

- (1) 明らかな発熱 (37.5 度以上) を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー (即時型アレルギーのなかで最も迅速な過敏反応) を呈したことがあることが明らかな者
- (4) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (5) BCG 接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (6) B 型肝炎に係る予防接種の対象者にあつては、HBs 抗原陽性の者の胎内又は産道において B 型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗 HBs 人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降 B 型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者
- (7) ロタウイルス感染症に係る予防接種の対象者にあつては、腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者 (その治療が完了したものを除く。) 及び重症複合免疫不全症の所見が認められる者
- (8) 肺炎球菌感染症 (高齢者がかかるものに限る。) 及び带状疱疹に係る予防接種の対象者にあつては、当該疾病にかかる予防接種法第 5 条第 1 項に規定する予防接種を受けたことのある者
- (9) 带状疱疹に係る予防接種の対象者であつて乾燥弱毒生水痘ワクチンの接種を希望する場合にあつては、先天及び後天性免疫不全又は免疫抑制状態の者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 接種要注意者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
- (2) 予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 過去にけいれんの既往のある者
- (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

- (5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- (6) バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する場合にあつては、ラテックス過敏症のある者
- (7) BCGの予防接種にあつては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者
- (8) ロタウイルス感染症の予防接種にあつては、活動性胃腸疾患、下痢等の胃腸障害のある者
- (9) RSウイルス感染症の予防接種にあつては、妊娠高血圧症候群の罹患歴がある者又は発症リスクが高いと考えられる者

4 料金

- (1) 成人用肺炎球菌感染症予防接種については、自己負担金3,000円
- (2) 带状疱疹予防接種の自己負担金については、以下のとおり
乾燥弱毒生水痘ワクチン：4,000円
乾燥組換え带状疱疹ワクチン：11,000円（接種1回あたり）
- (3) それ以外の予防接種については、無料
- (4) 接種当日に、奈良市に住民登録がない者又は予防接種の対象者の範囲に含まれない者は、有料（全額負担）
- (5) 第1号及び第2号の予防接種について、接種を受ける者が生活保護又は中国残留邦人等支援給付の受給世帯に属する者である場合は、事前に保護受給証明書又は中国残留邦人等支援給付に係る証明書の交付を受け、接種当日、医療機関に持参することで無料

5 長期療養者

長期にわたり療養を必要とする疾病で、厚生労働省令で定めるものにかかったこと、その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、ロタウイルス感染症を除く当該特定疾病に係る予防接種法第5条第1項に規定する予防接種を受けることができなくなると認められる者については、当該特別の事情がなくなった日から起算して2年、成人用肺炎球菌感染症及び带状疱疹については1年を経過する日までの間（厚生労働省令で定める特定疾病にあつては、厚生労働省令で定める年齢に達するまでの間にある場合に限る。）、当該特定疾病に係る同項の政令で定める者とする。こと。（予防接種法施行令第3条第2項関係）

6 その他

不明な点については、健康医療部健康増進課に問い合わせること。

別紙1

令和 8年 4月 1日現在

予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所		予 防 接 種 の 種 類												
医 療 機 関 名	所 在 地 (奈 良 市)	破傷風 ポリオ ヒブ	ジフテ リア 百日 せき 破傷 風	ヒ ブ	ポ リ オ	ジ フ テ リ ア 破 傷 風	麻 し ん 風 し ん 1 期 2 期	日 本 脳 炎	B C G	小 児 球 菌 炎	ヒ ト ビ ロ マ イ ス	水 痘	B 型 肝 炎	ロ タ
ありまこどもクリ ニック	北登美ヶ丘四丁目1-18	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
飯田医院	北市町36										○			
あやめ池いしい婦人 科クリニック	あやめ池北一丁目32- 21A204										○			
いずみクリニック	西大寺国見町一丁目1 西大寺近鉄ビル1F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
伊藤医院	南永井町377-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
いぬいクリニック	疋田町二丁目1-5	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
今村糖尿病内科津 田外科診療所	秋篠新町269-4	○				○	○	○			○	○	○	
入江診療所	西大寺新町一丁目6-7	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○
岩井内科クリニッ ク	大宮町四丁目331-1	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
岩佐クリニック	朝日町一丁目3-1					○	○	○				○		
うえしげクリニッ ク	三条松町17-17 メディコートFSA2F			○						○	○	○		
植村医院	般若寺町170	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	
江川内科消化器科 医院	杉ヶ町11-2 杉ヶ中町ビル1F	○	○		○	○	○	○			○	○	○	
衛藤医院	学園南一丁目1-17					○	○	○			○			
Mキッズクリニッ ク	西登美ヶ丘二丁目11-12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大西クリニック	漢国町10	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
大橋耳鼻咽喉科	三条本町1-85	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
おおもりクリニッ ク	六条二丁目18-36					○	○	○			○	○		
岡村産婦人科	西木辻町30-10										○			
おがわ小児科診療 所	鶴舞東町2-26	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
奥医院	東城戸町53					○	○	○						
折橋診療所	鳥見町三丁目11-1 富雄団地56-102	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鍛冶田クリニック	北登美ヶ丘三丁目12-15										○			
かじもとこどもク リニック	学園大和町三丁目203	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
かみつじこどもク リニック	押熊町547-1 忍熊ビル2F	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○

市立奈良病院	東紀寺町一丁目50-1	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
新大宮診療所	芝辻町四丁目7-2											○		
しんのクリニック	恋の窪一丁目5-1											○		
すぎはら婦人科	中登美ヶ丘六丁目3-3 リコラス登美ヶ丘A棟3F											○		
すくすくこどもクリニック	菅原町648-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鈴木内科クリニック	西大寺本町5-8	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
須基内科医院	南京終町一丁目109-1	○	○	○	○	○	○			○		○	○	○
そめかわクリニック	中山町西四丁目456-1 T.S.ビル201	○	○	○	○	○	○			○		○	○	
高井レディースクリニック	油阪町1-66											○		
高浜医院	千代ヶ丘二丁目1-31			○		○	○	○		○	○	○		
田北クリニック	佐紀町2ならファミリー別館3号館2・3F						○	○	○					
竹谷内科医院	富雄元町二丁目1-19 奥川ビル2F						○		○				○	
竹村内科医院	椿井町33	○	○		○	○	○	○				○	○	○
辰巳内科医院	六条一丁目3-39		○	○	○	○	○	○		○		○		
田中小児科医院	右京四丁目14-14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
谷掛整形外科診療所	神殿町644-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
田村医院	四条大路一丁目7-19	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ちえクリニック	学園北一丁目14-13 メディカル学園前3F	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
つじもとクリニック	学園北二丁目1-5ローレルコート学園前レジデンス施設棟1F	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
つむぎクリニック	大宮町六丁目1-8 公健ビル4階	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
帝塚山クリニック	帝塚山一丁目1-33-101 ツインコート帝塚山1F						○	○	○			○		
東大寺福祉療育病院	雑司町406-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
富雄医院	富雄元町三丁目1-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
とみお岩崎クリニック	二名三丁目1046-1						○	○	○			○		
富雄産婦人科	三松四丁目878-1											○		
登美ヶ丘クリニック	中登美ヶ丘四丁目3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中井医院	大宮町三丁目4-33											○		
中岡内科クリニック	西大寺東町二丁目1-63 サンワシティ西大寺3F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中島クリニック	鶴舞東町2-11 松下興産ビル1F								○					

永田医院	芝辻町四丁目13-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
永野クリニック	鳥見町二丁目11-8		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
中野産婦人科新大宮院	四条大路一丁目3番57号									○				
中野司朗レディースクリニック	北登美ヶ丘五丁目2-1									○				
ながみクリニック	西登美ヶ丘五丁目3-8	○	○		○	○	○					○		
なかむら小児科	学園北一丁目14-13 メディカル学園前3F	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○
なら家庭医療クリニック	紀寺町416番地1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
奈良県総合医療センター	七条西町二丁目897-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
奈良市立興東診療所	大柳生町4254						○							
奈良市立田原診療所	横田町336-1						○							
奈良市立月ヶ瀬診療所	月ヶ瀬尾山2790	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
奈良市立都祁診療所	都祁白石町1084	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
奈良市立柳生診療所	邑地町2786	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
奈良西部病院	三碓町2143-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ならまち内科あいりレディースクリニック	紀寺町907-2										○			
奈良みあとクリニック	大安寺町514-1-C3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
なんぶ小児科アレルギー科	三条本町1-2 JR奈良駅NKビル3F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
にいのみ小児科	藤ノ木台三丁目4-17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
西浦クリニック	三条本町7-21					○	○	○						
西尾外科医院	あやめ池南一丁目7-7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
西奈良中央病院	鶴舞西町1番15号										○			
西脇医院	菅原町506-7	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	
西脇内科医院	神功3丁目7-29	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
のがみこどもクリニック	六条西一丁目12-59	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
はしもと内科	東向北町30-1 グランドカワイビル2F							○						
秦医院	西大寺国見町二丁目1-13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
はらだ医院	紀寺町607	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
はらだ糖尿病・腎・内科クリニック	中登美ヶ丘三丁目1番地1階	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

やまもと小児科	朱雀六丁目9-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
陽クリニック	大宮町四丁目241-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
洋子レディースクリニック	学園大和町三丁目40-2									○				
吉本医院	大宮町六丁目5-5	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		
よねだ内科クリニック	学園大和町六丁目1542-382	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
らくじクリニック	南新町19-1 南新町ビル1F						○			○				
和田医院	恋の窪三丁目7-3	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		

別紙2

成人用肺炎球菌・带状疱疹 予防接種登録医療機関

令和8年4月1日現在

予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所		電 話 (0742)	予 防 接 種 の 種 類	
医 療 機 関 名	所 在 地 (奈 良 市)		成人用肺炎球菌	带状疱疹
あおきクリニック	あやめ池南六丁目8-40	81-7596	○	○
あそだ内科クリニック	芝辻町四丁目2-2 新大宮伝宝ビル5F	35-2202	○	○
阿部クリニック	学園南一丁目2-20	44-5155	○	○
あべ皮膚科クリニック	大安寺町515-2-101	32-2066		○
あやめ池いしい婦人科クリニック	あやめ池北一丁目32-21 A204	52-0600	○	○
あやめ池診療所	あやめ池南六丁目1-7	45-0460	○	○
あゆみ皮膚科クリニック	右京一丁目3-4 サンタウンプラザ すずらん南館	70-0012		○
飯田医院	北市町36	23-0701	○	○
いがらし整形外科	朱雀三丁目14-1 プロムナード高の 原2F	71-5553	○	○
いけだクリニック	中町4842-1	93-4381	○	○
いしかわ心臓クリニック	富雄元町二丁目6-48 ライオンズブ ラザ富雄1F	81-9500	○	○
石崎内科天満診療所	高畑町1073 中尾ビル102	27-3601	○	○
いずみクリニック	西大寺国見町一丁目1 西大寺近鉄 ビル1F	52-2601	○	○
伊藤医院	五条町9-43	35-5557	○	○
伊藤医院	南永井町377-3	61-3677	○	○
稲垣医院	西登美ヶ丘四丁目5-14	49-0777	○	○
いぬいクリニック	疋田町二丁目1-5	81-7810	○	○
今村糖尿病内科津田外科診 療所	秋篠新町269-4	47-7082	○	○
入江診療所	西大寺新町一丁目6-7	30-5151	○	
岩井内科クリニック	大宮町四丁目331-1-2階	33-3006	○	○
岩崎耳鼻咽喉科医院	西大寺南町12-2	46-3357	○	
岩佐クリニック	朝日町一丁目3-1	40-3331	○	○
うえしげクリニック	三条松町17-17 メディコートFSA2F	36-7564	○	○
植村医院	般若寺町170	26-5395	○	○
植山医院	朱雀五丁目11-12	70-6555	○	○
梅谷内科クリニック	富雄川西二丁目7-7 富雄川西メ ディカルビル1F	47-1151	○	○
梅の木クリニック	尼辻中町10-25	30-3633	○	○
うらもとクリニック	四条大路一丁目3-53	93-7575	○	○
江川内科消化器科医院	杉ヶ町11-2 杉ヶ中町ビル1F	24-9055	○	○

衛藤医院	学園南一丁目1-17	43-2525	○	○
おうとくクリニック	三条本町8-1	32-0109	○	○
大阪プレストクリニック学園前	学園南三丁目1-5 奈良西部会館1階	53-4108		○
大西クリニック	漢国町10	27-3322		○
大西内科医院	あやめ池南二丁目2-8	46-5381	○	○
大橋耳鼻咽喉科	三条本町1-85	35-6860	○	○
おおまえ医院	大宮町三丁目1-33 エクセレンスビル1F	33-7830	○	○
おおもりクリニック	六条二丁目18-36	53-3955	○	○
おおやま耳鼻咽喉科	神殿町694-1	64-3033	○	○
貴ヶ丘クリニックヤードおかはし整形外科	三碓三丁目11-1	51-5111		○
岡村産婦人科	西木辻町30-10	23-3566	○	○
おがわ小児科診療所	鶴舞東町2-26 第二岡田ビル1F	44-1155	○	○
奥医院	東城戸町53	22-6113	○	○
尾崎二郎整形外科東大寺前	川久保町19-1	20-2601	○	
おしくまクリニック	押熊町547-1 忍熊ビル1F	53-1700	○	○
折橋診療所	鳥見町三丁目11-1 富雄団地56-102	45-4777	○	○
甲斐内科消化器内科クリニック	三条本町1-2 JR奈良駅NKビル3F	81-3565	○	○
学園前きたにクリニック	学園北一丁目14-13	53-7117	○	○
学園南クリニック	学園大和町二丁目27	51-9111	○	○
鍛冶田クリニック	北登美ヶ丘三丁目12-15	52-3001	○	○
かじもとこどもクリニック	学園大和町三丁目203	41-8083		○
柏井クリニック	芝辻町四丁目13-3	34-5451	○	
片岡診療所	二条町二丁目3-10	33-5385	○	○
かづきクリニック	大宮町五丁目1-10-1	32-3201	○	○
門野医院	西大寺国見町二丁目3-17	48-9267	○	○
金田内科医院	南市町6	26-6170	○	○
かわたペインクリニック	学園北一丁目9-1 パラディ II 5F	53-1155		○
河原医院	中登美ヶ丘二丁目1981-105	44-1795	○	○
北岡クリニック	林小路町1-11	23-9805	○	○
喜多野医院	中筋町26	23-2131	○	○
喜多野診療所	中筋町15	22-6041	○	○

北村皮膚科医院	西大寺南町12-17	41-1112	○	○
北山医院	芝辻町一丁目9-5	33-6383	○	○
きよ女性クリニック	石木町50-1	53-0411	○	○
きわもと泌尿器科クリニック	押熊町547-1 忍熊ビル3F	52-7580	○	○
くがい整形外科	あやめ池北一丁目32-21-A203	81-3218	○	○
楠原クリニック	小川町4	26-0026	○	○
クリニック石洲会	四条大路一丁目5-52	34-6300	○	○
クレヨン小児科	三松一丁目2-8-101	52-5023		○
くわた在宅クリニック	神殿町313	93-9323	○	○
こうあん診療所	三条大路一丁目1-90 奈良セントラルビル1F	32-0510	○	○
国分医院	南紀寺町五丁目53-1	22-2266	○	○
小寫診療所	学園南三丁目4-24	49-1287	○	○
こたけ整形外科	中登美ヶ丘六丁目3-3 リコラス登美ヶ丘A棟3F	52-7779	○	
ごとう糖尿病内科・内科	右京三丁目19-1	71-1180	○	○
ことのは内科クリニック	六条二丁目18-3 奈良六条医療モール1号	52-8823	○	○
こばやし耳鼻咽喉科	学園北一丁目9-1 パラディⅡ5F	40-1133	○	○
小山医院	中山町西三丁目444-1	49-2205	○	○
こんどう泌尿器科・内科クリニック	南京終町710-1	63-7150	○	○
西大寺駅前内科・リウマチクリニック	西大寺南町5-29 大和西大寺駅前第二ビル102	53-3200	○	○
西大寺セントラルクリニック	菅原東二丁目20-13	49-7523	○	○
齋藤医院	中登美ヶ丘二丁目1984-58	44-3656	○	○
酒井内科医院	南京終町一丁目193-5	63-0701	○	○
坂口医院	瓦堂町6-1	22-4514	○	○
さくらい悟良整形外科クリニック	鶴舞西町1-16 マツヨシビル2F	81-9711	○	○
さくら診療所	南京終町一丁目183-25	50-1600	○	○
佐野内科医院	小西町10	22-3277	○	○
佐保川診療所	今在家町38	22-3201	○	○
塩田医院	此瀬町358-1	81-0002	○	○
塩谷内科診療所	左京一丁目13-37	71-3950	○	○
しき地診療所	佐保台一丁目3571-208	71-0034	○	○
しだ小児科クリニック	中登美ヶ丘三丁目1	81-8739		○

島田医院	富雄北一丁目2-23	44-0004	○	○
島本クリニック	西大寺南町5-26 T・Kビル西大寺 SOUTH3F	53-2100	○	
しみず泌尿器科クリニック	西大寺南町17-3 カーサ・ウェルネ ス102	40-0432	○	
庄野整形外科	六条二丁目19-8	46-1235	○	○
しらい内科医院	青山四丁目2-3	27-4858	○	○
しらやま医院	尼辻中町10-27	35-1788	○	○
新大宮診療所	芝辻町四丁目7-2	33-7800	○	○
しんのクリニック	恋の窪一丁目5-1	87-0577	○	○
すくすくこどもクリニック	菅原町648-1	40-3939	○	○
鈴木内科クリニック	西大寺本町5-8	33-3786	○	○
須基内科医院	南京終町一丁目109-1	61-5111	○	○
せいかクリニック	藤ノ木台三丁目2-12	46-8666	○	○
清和会クリニック	学園大和町五丁目724-4	52-1000	○	○
そめかわクリニック	中山町西四丁目456-1 T.S.ビル201	51-9938	○	○
高井レディースクリニック	油阪町1-66	26-0551	○	○
高の原すずらん内科	右京一丁目3-4	95-6888	○	○
高畑診療所	高畑町95-1	23-3202	○	○
高浜医院	千代ヶ丘二丁目1-31	52-7010	○	○
田北クリニック	佐紀町2 ならファミリー別館3号館 2・3F	36-5551	○	○
竹谷内科医院	富雄元町二丁目1-19 奥川ビル2F	45-2011	○	○
竹村内科医院	椿井町33	22-4617	○	○
辰巳内科医院	六条一丁目3-39	46-9330	○	○
田中医院	百楽園二丁目1-1	44-6669	○	○
谷掛整形外科診療所	神殿町644-1	62-7577	○	○
玉木耳鼻咽喉科	椿井町43	26-6587	○	○
田村医院	四条大路一丁目7-19	33-0635	○	○
たんしょう内科腎臓内科皮 膚科クリニック	鳥見町二丁目8-7	46-8880	○	○
ちえクリニック	学園北一丁目14-13 メディカル学 園前3F	93-7412	○	○
つかもと整形外科	花芝町28 丸谷ビル1F	23-5680	○	○
辻野医院	学園朝日町2-15-2	44-2435	○	○
つじもとクリニック	学園北二丁目1-5 ローレルコート 学園前レジデンス施設棟1F	51-7000	○	○

土谷耳鼻咽喉科	西紀寺町32-3	23-4187	○	○
坪村診療所	南市町25	22-2756	○	
つむぎクリニック	大宮町六丁目1-8 公健ビル4階	81-8115	○	○
つるた内科	学園大和町五丁目117	51-3300	○	○
出口脳神経クリニック	高天町38-3 近鉄高天ビル1F	25-5200	○	○
帝塚山クリニック	帝塚山一丁目1-33-101 ツインコート帝塚山11F	41-8833	○	○
寺崎クリニック	南城戸町67	22-5091	○	○
とうぎ内科・循環器内科クリニック	西大寺東町二丁目1-51 西大寺スクエア4階3号室	95-7300	○	○
富雄医院	富雄元町三丁目1-2	45-0178	○	○
とみお岩崎クリニック	二名三丁目1046-1	93-8755	○	○
とみお診療所	三碓二丁目1-6	45-7480	○	○
登美ヶ丘おおのクリニック	中登美ヶ丘三丁目3 アクロスプラザ奈良登美ヶ丘2階	93-8562	○	○
登美ヶ丘クリニック	中登美ヶ丘四丁目3	41-6556	○	○
中井医院	大宮町三丁目4-33	33-7785	○	○
中井耳鼻咽喉科	学園北二丁目1-6-B-3	46-2668	○	○
中岡内科クリニック	西大寺東町二丁目1-63 サンワシテイ西大寺3F	32-3800	○	○
なかがわ呼吸器科・アレルギー科医院	朱雀五丁目3-8	70-5433	○	○
長崎医院	学園北一丁目3-17	45-4114	○	○
中島クリニック	鶴舞東町2-11 松下興産ビル1F	47-3344	○	○
永田医院	芝辻町四丁目13-1	34-7025	○	○
なかた整形外科	中山町西四丁目456-1 T.S.ビル1F	53-0051	○	○
中谷皮フ科	杉ヶ町12-4	26-4112		○
永野クリニック	鳥見町二丁目11-8	45-3550	○	○
中野司朗レディースクリニック	北登美ヶ丘五丁目2-1	51-0101	○	
ながみクリニック	西登美ヶ丘五丁目3-8	43-3359	○	○
なかむら小児科	学園北一丁目14-13 メディカル学園前3F	43-7713	○	
中村脳神経外科クリニック	学園大和町二丁目125-5	81-7774	○	○
なないろクリニック	中山町西二丁目939-77	52-0716	○	○
なら家庭医療クリニック	紀寺町416-1	81-8882	○	○
奈良甲状腺クリニック	西大寺南町5-26 T・Kビル西大寺SOUTH4F	95-9084	○	○
奈良西大寺まつき内科・内視鏡クリニック	西大寺東町二丁目1-51 西大寺スクエア4階	94-3031	○	○

奈良市立興東診療所	大柳生町4254	93-0130	○	○
奈良市立田原診療所	横田町336-1	81-0027	○	○
奈良市立月ヶ瀬診療所	月ヶ瀬尾山2790	(0743) 92-0030	○	○
奈良市立都祁診療所	都祁白石町1084	(0743) 82-1411	○	○
奈良市立柳生診療所	邑地町2786	94-0210	○	○
奈良登美ヶ丘ハートクリニック	中登美ヶ丘一丁目793-36	41-1111	○	○
なら内視鏡クリニック	三条本町9-1 三条通ガーデンハイ ツ1F	32-2882	○	
ならまち内科あいりレ ディースクリニック	紀寺町907-2	23-9072	○	○
奈良みあとクリニック	大安寺町514-1-C3	34-7550	○	○
ならやま診療所	右京三丁目2-2	71-1000	○	○
西浦クリニック	三条本町7-21	23-0865	○	○
西尾外科医院	あやめ池南一丁目7-7	45-0002	○	○
にしで整形外科	南京終町二丁目1201-14 エービス ビル1F	63-2500	○	○
にしやまクリニック	右京一丁目3-4 すずらん南館2F	72-1122	○	○
西脇医院	菅原町506-7	44-8866	○	○
西脇クリニック	東紀寺町二丁目7-13	27-3033	○	○
西脇内科医院	神功三丁目7-29	71-3336	○	○
のがみこどもクリニック	六条西一丁目12-59	43-1086	○	○
はしもと内科	東向北町30-1 グランドカワイビル 2F	25-2828	○	○
長谷整形外科クリニック	藤ノ木台四丁目6-4	51-6777	○	○
秦医院	西大寺国見町二丁目1-13	45-0822	○	○
花本クリニック	西登美ヶ丘三丁目18-3	46-0731	○	○
浜田クリニック	学園南一丁目3-4	45-9000	○	
林皮膚科クリニック	芝辻町二丁目10-20	35-2054		○
はらだ医院	紀寺町607	22-6817	○	○
はらだ糖尿病・腎・内科ク リニック	中登美ヶ丘三丁目1-1F	52-1171	○	○
東谷医院	南魚屋町37	22-5731	○	○
ひかりクリニック	学園北一丁目8-8 サンライトビル 5F	51-0051	○	○
日吉耳鼻咽喉科クリニック	中登美ヶ丘三丁目2 ローレルスク エア登美ヶ丘東館II 101号	52-3871	○	○
ひらおか内科クリニック	あやめ池南六丁目3-36	41-8810	○	○
平野医院	西大寺東町二丁目1-52	33-3338		○

ファミリークリニック戸田	登美ヶ丘一丁目1-13	52-5500	○	○
福島医院	学園北一丁目9-1 パラディ学園前II 5F	45-3000	○	○
福山医院	尼辻中町11-3	33-5135	○	○
藤岡医院	登美ヶ丘三丁目14-5	53-4615	○	○
平城園診療所	秋篠町1567	52-3820	○	○
平城診療所	朱雀三丁目8-2	71-5315		○
北和在宅救急クリニック	柏木町519-21	95-9915	○	
前川医院	東登美ヶ丘一丁目12-3	46-2246	○	○
前田医院	西新在家町2-6	27-1233	○	○
前田小児科医院	富雄元町四丁目8-14	46-3113	○	○
松井医院	三条松町19-4	35-1310	○	○
松尾医院	学園大和町一丁目26	46-3381	○	○
まつお内科	中登美ヶ丘六丁目3-3 リコラス登美ヶ丘A棟3F	52-8551	○	○
松下クリニック	登美ヶ丘二丁目5-21	48-6022	○	○
まつむら整形外科クリニック	学園中三丁目705-63	53-0012	○	○
まほろばクリニック	奈良阪町2271-3	25-2211	○	○
丸山診療所	丸山二丁目1220-163	51-7336	○	○
三谷医院	神殿町171-4	61-5057	○	○
みやぎわ内科クリニック	押熊町1141	43-5508	○	○
むくぼ医院	平松一丁目31-22	44-1735	○	○
村井整形外科	富雄北二丁目3-3	51-6788	○	○
森井小児科医院	元興寺町32	24-3161	○	○
森田医院	高天市町32	22-3836	○	○
森田診療所	学園南一丁目2-1	45-0603	○	○
森田内科循環器科クリニック	宝来三丁目3-21	47-5177	○	○
森内科クリニック	学園北一丁目11-4 エル・アベニュー学園前3F	49-6663	○	○
森村医院	秋篠町922	45-4722	○	○
やすい小児科医院	富雄元町一丁目12-1 オルサム富雄4F	43-2587	○	○
安田医院	中山町西二丁目1052-50	47-0156	○	○
安田小児科医院	あやめ池南二丁目2-9 賀川ビル2F	44-0385	○	
やまがた内科医院	法蓮町1095	20-6220	○	○

やまざきクリニック	佐紀町2762-4	34-3675	○	○
山田胃腸科肛門科	鳥見町一丁目1-1	47-3870	○	○
やまだクリニック	あやめ池北一丁目32-21-A205	81-3246	○	○
大和診療所	大宮町二丁目6-9	36-5600	○	○
やまね内科クリニック	西大寺新田町1-12-2	53-7716	○	○
やまもと小児科	朱雀六丁目9-5	72-0055	○	○
山脇皮膚科	小西町11	22-2244		○
陽クリニック	大宮町四丁目241-1	32-3720	○	○
洋子レディースクリニック	学園大和町三丁目40-2	51-1200	○	○
吉川診療所	柴屋町4	61-7913	○	○
吉本医院	大宮町六丁目5-5	33-5111	○	○
よねだ内科クリニック	学園大和町六丁目1542-382	48-7310	○	○
よもさ痛みのクリニック	四条大路五丁目1-55	32-5550	○	○
らくじクリニック	南新町19-1 南新町ビル1F	26-4165	○	○
和田医院	恋の窪三丁目7-3	35-1771	○	○
和田内科外科医院	六条緑町三丁目8-48	41-2000	○	○
おかたに病院	南京終町一丁目25-1	63-7700	○	○
五条山病院	六条西四丁目6-3	44-1811	○	
済生会奈良病院	八条四丁目643	36-1881	○	○
沢井病院	船橋町8	23-3086	○	○
市立奈良病院	東紀寺町一丁目50-1	24-1251	○	○
高の原中央病院	右京一丁目3-3	71-1030	○	
東大寺福祉療育病院	雑司町406-1	22-5577	○	○
国立病院機構奈良医療センター	七条二丁目789	45-4591	○	○
奈良春日病院	鹿野園町1212-1	24-4771	○	○
奈良西部病院	三碓町2143-1	51-8700	○	○
奈良セントラル病院	石木町800	93-8520	○	○
奈良東九条病院	東九条町752	61-1118	○	○
ならまちリハビリテーション病院	杉ヶ町57-1	20-3700	○	○
西奈良中央病院	鶴舞西町1-15	43-3333	○	○
西の京病院	六条町102-1	35-1121	○	○

松倉病院	川之上突抜町15	26-6941	○	○
吉田病院	西大寺赤田町一丁目7-1	45-4601	○	○

別紙3

令和8年4月1日現在

RS母子免疫ワクチン接種実施医療機関

	医療機関名	郵便番号	住所	電話番号
1	あやめ池いしい婦人科クリニック	631-0032	奈良市あやめ池北1丁目32-21 メディカルコートあやめ池 A204	0742-52-0600
2	岡村産婦人科	630-8325	奈良市西木辻町30-10	0742-23-3566
3	きよ女性クリニック	631-0054	奈良市石木町50番1	0742-53-0411
4	高井レディースクリニック	630-8247	奈良市油阪町1-66	0742-26-0551
5	ちえクリニック	631-0036	奈良市学園北1丁目14-13 メディカル学園前3F	0742-93-7412
6	富雄産婦人科	631-0074	奈良市三松4-878-1	0742-43-0381
7	中野産婦人科新大宮院	630-8014	奈良市四条大路1-3-57	0742-30-0039
8	はらだ医院	630-8306	奈良市紀寺町607	0742-22-6817
9	平野医院	631-0821	奈良市西大寺東町2-1-52	0742-33-3338
10	ひらのレディースクリニック	631-0824	奈良市西大寺南町5-26 T・Kビル西大寺 SOUTH 4階	0742-52-0500
11	洋子レディースクリニック	631-0041	奈良市学園大和町3-40-2	0742-51-1200
12	高の原中央病院	631-0805	奈良市右京1-3-3	0742-71-1030
13	市立奈良病院	630-8305	奈良市東紀寺町1-50-1	0742-24-1251
14	奈良県総合医療センター	631-0846	奈良市七条西町2-897-5	0742-46-6001
15	辻村医院	639-1134	大和郡山市柳町198-2	0743-52-2718
16	三橋仁美レディースクリニック	639-1142	大和郡山市矢田通19	0743-51-1135
17	大和郡山病院	639-1013	大和郡山市朝日町1-62	0743-53-1111
18	林産婦人科登美ヶ丘	630-0115	生駒市鹿畑町55-1	0743-70-0339
19	KENレディースクリニック	636-0123	生駒郡斑鳩町興留4-10-14	0745-74-0008
20	杉江産婦人科	630-0257	生駒市元町1-11-3	0743-75-0123
21	なんのレディースクリニック	636-0123	生駒郡斑鳩町興留5-14-8	0745-75-5623
22	生駒市立病院	630-0213	生駒市東生駒1-6-2	0743-72-1111
23	近畿大学奈良病院	630-0293	生駒市乙田町1248-1	0743-77-0880
24	奈良県西和医療センター	636-0802	生駒郡三郷町三室1-14-16	0743-32-0505
25	高井病院	632-0006	天理市蔵之庄町461-2	0743-65-0372
26	天理よろづ相談所病院	632-8522	天理市三島町200	0743-63-5611
27	赤崎クリニック	633-0053	桜井市谷111	0744-43-2468
28	辻クリニック	636-0300	田原本町547	0744-32-2258
29	内藤医院	633-0091	桜井市桜井996	0744-42-2138
30	久産婦人科内科	636-0304	磯城郡田原本町十六面23-1	0744-33-3110
31	桜井病院	633-0091	桜井市桜井973	0744-43-3541
32	明日香ウイメンズ・クリニック	634-0064	橿原市見瀬町607-2	0744-28-3511
33	酒本産婦人科	634-0804	橿原市内膳町4-4-26	0744-25-3389
34	さくらレディースクリニック	634-0803	橿原市上品寺町528	0744-23-1199
35	大和高田市立病院	635-0094	大和高田市磯野北町1-1	0745-53-2901
36	林産婦人科	636-0011	北葛城郡王寺町葛下1-9-1	0745-73-3301
37	林産婦人科五位堂	639-0223	香芝市真美ヶ丘1-13-27	0745-71-5201
38	香芝生喜病院	639-0252	香芝市穴虫3300-3	0745-71-3377
39	済生会御所病院	639-2306	御所市三室20	0745-62-3585
40	南奈良総合医療センター	638-8551	大淀町大字福神8-1	0747-54-5000
41	潮田クリニック	639-3111	吉野町上市2135	0746-32-3381
42	奈良県立医科大学附属病院	634-8522	橿原市四条町840	0744-22-3051

※全医療機関とも接種はかかりつけ患者（妊婦健診実施）に限る。

(令和8年4月1日揭示済)

奈良市告示第182号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の3第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 指定公金事務取扱者・指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類

指定公金事務取扱者	指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類
奈良市杉ヶ町23番地 公益財団法人奈良市生涯学習財団 理事長 西谷 忠雄	奈良市男女共同参画センター施設使用料

2 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和8年4月1日

委託をした日：令和8年4月1日

3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(令和8年4月1日揭示済)

奈良市告示第183号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の3第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 指定公金事務取扱者・指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類

指定公金事務取扱者	指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類
奈良市二条町二丁目9番2号 一般社団法人奈良市歯科医師会 会長 横井 理	休日歯科応急診療所診療報酬（休日歯科応急診療所使用料）

2 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和8年4月1日

委託をした日：令和8年4月1日

3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(令和8年4月1日揭示済)

奈良市告示第184号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を指定し、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の2第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

奈良市長 仲川元庸

指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地	東京都文京区本郷3丁目33番5号 三菱UFJニコス株式会社 代表取締役 角田 典彦
指定をした日	令和8年4月1日

納付を委託することができる歳入の種類	市県民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税・国民健康保険料（普通徴収分）・後期高齢者医療保険料（普通徴収分）・介護保険料（普通徴収分）・保育料・保育実費（給食費・延長保育利用料・一時預かり利用料・災害共済掛金）
指定納付受託者が提携しているコンビニエンスストア及び決済事業者	東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役社長 阿久津 知洋
	東京都品川区大崎一丁目11番2号ゲートシティ大崎イーストタワー 株式会社ローソン 代表取締役社長 竹増 貞信
	東京都港区芝浦三丁目1番21号 株式会社ファミリーマート 代表取締役社長 小谷 建夫
	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1 ミニストップ株式会社 代表取締役社長 堀田 昌嗣
	東京都千代田区岩本町3-10-1 山崎製パン株式会社 代表取締役社長 飯島 延浩
	東京都港区港南1丁目8番27号日新ビル12階 株式会社しんきん情報サービス 代表取締役社長 飯吉 真
	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665-1 株式会社ポプラ 代表取締役社長 岡田 礼信
	北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地 株式会社セコマ 代表取締役社長 赤尾 洋昭
	東京都千代田区内幸町1-2-2日比谷ダイビル13階 ビルディングシステム株式会社 代表取締役 石塚 昭浩
	東京都千代田区紀尾井町1-3 PayPay株式会社 代表取締役社長執行役員CEO 中山 一郎
	東京都港区芝浦3-1-21msb Tamachi 田町ステーションタワーS 株式会社ファミマデジタルワン 代表取締役社長 村井 律夫
	東京都港区高輪2丁目21番1号 THE LINKPILLAR 1 NORTH KDDI株式会社 代表取締役社長CEO 松田 浩路
	東京都千代田区永田町2丁目11番1号山王パークタワー 株式会社NTTドコモ 代表取締役社長 前田 義晃
	委託期間

(令和8年4月1日揭示済)

奈良市告示第185号

奈良市七条コミュニティスポーツ会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の

手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和8年4月1日

奈良市長 仲川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市七条一丁目2番1号

奈良市七条コミュニティスポーツ会館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市七条一丁目12番19-1号

七条地区自治連合会

会長 舛野 緑郎

3 指定管理者の指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 奈良市七条コミュニティスポーツ会館の使用承認及び使用制限に関すること。

(2) 奈良市七条コミュニティスポーツ会館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) その他市長が定めること。

(令和8年4月1日揭示済)

奈良市告示第186号

公の施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和8年4月1日

奈良市長 仲川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市川上町418番地の1

奈良市北人権・コミュニティセンター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市東之阪町73番地

東之阪町自治会

会長 藤井 真聖

3 指定管理者の指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 奈良市人権・コミュニティセンター条例（令和6年奈良市条例第40号）第3条に規定する事業の実施に関すること。

(2) 奈良市北人権・コミュニティセンターの使用承認及び使用制限に関すること。

(3) 奈良市北人権・コミュニティセンターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定めること。

(令和8年4月1日揭示済)

奈良市告示第187号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和8年4月2日

奈良市長 仲川 元 庸

1 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路 3.3.101号 平城2号線

- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市右京一丁目及び歌姫町
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 都市整備部 都市計画課 (ホームページにも掲載)
- 4 縦覧期間
令和8年4月2日から令和8年4月16日まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで)
- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名及び連絡先を併記した文書1通を市長宛とし、都市整備部都市計画課に令和8年4月16日午後5時までに必着するように提出しなければならない。

(令和8年4月2日掲示済)

奈良市告示第188号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を廃止したので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により公示する。

令和8年4月2日

奈良市長 仲川 元 庸

1 廃止年月日 令和8年3月16日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970108383	訪問介護	有限会社ナイスケアサポート	奈良県奈良市中山町1324番地1	ナイスハート「桜」	奈良県奈良市中山町1324番地1

2 廃止年月日 令和8年3月31日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2971100041	通所介護	社会福祉法人広瀬福祉会	奈良県奈良市月ヶ瀬尾山817番地5	香梅苑通所介護事業所	奈良県奈良市月ヶ瀬尾山817番地5
2970103954	訪問介護	株式会社カーム	奈良県奈良市菅原東一丁目9番7号	カームヘルパーステーション	奈良県奈良市菅原東一丁目9番7号
2970100760	通所介護	社会福祉法人なのは	奈良県奈良市神功四丁目25番地の9	社会福祉法人なのは	奈良県奈良市神功四丁目25番地の9
2960199319	(介護予防)訪問看護	株式会社ルピナス	大阪府泉南郡熊取町小谷北一丁目18番32号	訪問看護ステーションLily	奈良県奈良市佐保台西町47-3
2970108276	訪問介護	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地	ニチイケアセンター新大宮	奈良県奈良市大宮町六丁目7-7MC新大宮ビル105号室
2970102410	訪問介護	株式会社ベネッセスタイルケア	東京都新宿区西新宿二丁目3番1号新宿モノリスビル	グランダあやめ池ケアステーション	奈良県奈良市あやめ池南二丁目1番44号
2970190365	訪問介護	合同会社M-STYLE	奈良県奈良市古市町295番地1	訪問介護ステーションイエローラヴィット	奈良県奈良市大森町24番地1メゾンアンテルナ奈良512号室

2970105629	通所介護	一般財団法人沢井病院	奈良県奈良市船橋町 8 番地	一般財団法人沢井病院デイサービスセンター	奈良県奈良市法蓮町 602-1
------------	------	------------	----------------	----------------------	-----------------

(令和 8 年 4 月 2 日 掲 示 済)

奈良市告示第 189 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条第 2 項の規定により、指定居宅介護支援事業者を廃止したので、同法第 85 条第 2 号の規定により公示する。

令和 8 年 4 月 2 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和 8 年 3 月 31 日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970104333	居宅介護支援	社会福祉法人楽慈会	奈良県奈良市南京終町 13 番地の 4	居宅介護支援センターさぼーとらくじ苑	奈良県奈良市八条五丁目 437-11
2970103962	居宅介護支援	株式会社カーム	奈良県奈良市菅原東一丁目 9 番 7 号	カームケアプランセンター	奈良県奈良市菅原東一丁目 9 番 7 号
2970106460	居宅介護支援	社会福祉法人ならやま会	奈良県奈良市奈良阪町 2532 番地の 3	居宅介護支援事業所光の桜	奈良県奈良市石木町 715-1

(令和 8 年 4 月 2 日 掲 示 済)

奈良市告示第 190 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により大慈仙町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 3 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	南 幹夫 奈良市大慈仙町 476 番地の 1	坊 真一郎 奈良市大慈仙町 705 番地

2 変更の年月日

令和 8 年 4 月 1 日

(令和 8 年 4 月 3 日 掲 示 済)

奈良市告示第 191 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和 40 年奈良市規則第 1 号）第 22 条の 3 第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 6 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定公金事務取扱者・指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類

指定公金事務取扱者	指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類
奈良市八条一丁目 790-1 公益社団法人奈良市シルバー人材センター 理事長 堀内 昭夫	放置自転車等移動手数料 放置自転車等保管手数料

2 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和8年4月1日

委託をした日：令和8年4月1日

- 3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(令和8年4月6日揭示済)

奈良市告示第192号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の3第2項の規定により告示する。

令和8年4月6日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定公金事務取扱者・指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類

指定公金事務取扱者	指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類
東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号 公益財団法人自転車駐車場整備センター 理事長 樺島 徹	奈良市中筋自転車駐車場使用料

- 2 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和8年4月1日

委託をした日：令和8年4月1日

- 3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間
令和8年4月1日から令和8年5月31日まで

(令和8年4月6日揭示済)

奈良市告示第193号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の3第2項の規定により告示する。

令和8年4月7日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定公金事務取扱者・指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類

指定公金事務取扱者	指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類
東京都千代田区一番町25番地 地方公共団体情報システム機構 理事長 椎橋 章夫	戸籍謄抄本等交付手数料 戸籍の附票の写し交付手数料 住民票の写し又は住民票記載事項証明書交付手数料 印鑑登録証明書交付手数料 市税賦税証明手数料

- 2 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和8年4月1日

委託をした日：令和8年4月1日

- 3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(令和8年4月7日揭示済)

奈良市告示第194号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、令和8年度の一般廃棄物処理実施計画を定めたので、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年奈良市条例第35号）第7条

第1項の規定により、別紙のとおり告示する。

令和8年4月7日

奈良市長 仲川元庸

令和8年度
奈良市一般廃棄物処理実施計画

目次

	ページ番号
1 総則	1
(1) 実施計画の目的	1
(2) 実施計画の期間	1
(3) 実施計画の区域	1
2 一般廃棄物処理基本計画の進捗状況	2
(1) 一般廃棄物処理基本計画における数値目標	2
(2) 進捗状況	2
3 一般廃棄物処理実施計画	3
(1) 一般廃棄物の処理方法及びその主体	3
(2) 一般廃棄物処理業・処理施設設置の許可	6
(3) ごみの発生抑制、再生利用及び適正処理に関する施策	7
(4) 収集運搬計画	10
(5) 中間処理・再生利用計画	14
(6) 最終処分計画	21
4 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）処理実施計画	22
(1) 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）の処理方法及びその主体	22
(2) 一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業・浄化槽清掃業の許可	23
(3) 市民等に対する広報・啓発活動	23
(4) 収集運搬計画	23
(5) 中間処理計画	24

1 総則

(1) 実施計画の目的

奈良市一般廃棄物処理基本計画及び奈良市生活排水処理基本計画を実施するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3の規定に基づき、令和8年度における施策等をこの実施計画において定める。

(2) 実施計画の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

(3) 実施計画の区域

奈良市全域

2 一般廃棄物処理基本計画の進捗状況

(1) 一般廃棄物処理基本計画における数値目標

奈良市一般廃棄物処理基本計画（令和4年3月策定）で定める令和13年度（最終目標年度）の数値目標は次のとおり。

令和元年度のごみ搬入量及び処理量を基準として、令和13年度までに以下のとおりごみ減量化をめざします。

- ごみ搬入量を約1/5減量
- 焼却処理量を約1/5減量
- 最終処分量を約1/5減量

(2) 進捗状況

	基準年度	直近年度		本計画 令和8年度 (推計値)	中間目標 令和8年度 (目標値)	最終目標 令和13年度 (目標値)
	令和元年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (見込み)			
人口	355,529人	346,024人	343,700人	341,400人	338,538人	325,265人
ごみ搬入量	89,771t	79,050t	77,078t	72,086t	73,256t	69,773t
令和元年度比	100%	88%	86%	80%	82%	78%
1人1日当たり	690g	626g	614g	578g	593g	586g
ごみ搬入量内訳	家庭系ごみ	56,313t	48,968t	46,997t	43,972t	43,254t
	令和元年度比	100%	87%	83%	78%	77%
	1人1日当たり	433g	388g	375g	353g	365g
	事業系ごみ	33,458t	30,082t	30,081t	28,114t	28,114t
	令和元年度比	100%	90%	90%	84%	84%
	1人1日当たり	257g	238g	240g	226g	228g
焼却処理量	83,839t	73,666t	70,862t	64,344t	68,170t	64,979t
令和元年度比	100%	88%	85%	77%	81%	78%
1人1日当たり	644g	583g	565g	516g	552g	546g
最終処分量	14,696t	13,753t	9,075t	9,987t	12,453t	11,812t
令和元年度比	100%	94%	62%	68%	85%	80%
1人1日当たり	113g	109g	72g	80g	101g	99g
再生利用率	21%	21%	22%	23%	24%	24%

※令和元年度及び令和6年度の人口は、それぞれの年度末の実績値。その他は各年度末の推計値。

※ごみ搬入量には、再生資源搬入量を含まない。

※再生利用率は、(市による直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団資源回収量) / (市へのごみ搬入量(発生抑制後)及び再生資源搬入量+集団資源回収量)。

※令和6年度実績においては、令和元年度と比較して、全体のごみ搬入量が12%(家庭系ごみが13%、事業系ごみが10%)、焼却量が12%、最終処分量が6%減少している。

※令和7年度(見込み)、令和8年度(推計値)における最終処分量の減少は、区域外処理している燃やせないごみ及び大型ごみの最終処分量が把握不能なことから含んでいないため。

3 一般廃棄物処理実施計画

(1) 一般廃棄物の処理方法及びその主体

ア 家庭から排出される一般廃棄物 ※注1

分別の区分及び該当物	収集運搬方法 ※注2	中間処理方法	最終処分方法
燃やせるごみ 生ごみ、再生できない紙くず、木くず、カセットテープ、ビデオテープ、汚れの落ちないプラスチック製容器包装等	週2回収 (直営・委託)	焼却し、焼却灰、ばいじん処理物、非鉄類に選別 (直営)	埋立処分 (委託)
燃やせないごみ ガラス類、陶器類、金属類、プラスチック製品等	概ね月2回収 (直営・委託)	委託先の一次処理施設へ運搬し、破碎処理の後、二次処理施設へ運搬 (委託)	委託先の二次処理施設において選別後、破碎可燃物は焼却(焼却灰は焙焼処理し再生利用)、破碎スクラップは再生利用、その他不燃物は埋立 (委託)
大型ごみ 重量物または45ℓのごみ袋に入らない家電製品、家具、寝具等	電話等申込により収集 ※注3 (直営・委託)		
埋立ごみ 町内清掃等により排出される草木類、土砂類等	自治会等からの申込により収集 (直営・委託)	草木類、土砂類に選別 (直営)	草木類は再生利用 土砂類は埋立 (直営)
有害ごみ 蛍光管・乾電池等の水銀含有物	大型ごみ収集の際に収集 (直営・委託) 拠点回収も実施 (直営)	専用容器に保管 (直営)	専門処理業者で再生利用 (委託)
プラスチック製容器包装 プラスチック製の容器及び包装 ※注4	週1回収 (直営・委託)	選別し、梱包 (委託)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条に基づく指定法人(以下「指定法人」という。)から委託された再商品化事業者で再生利用 (委託)
ガラスびん 無色・茶色・その他の色の飲料、食品等のガラス製容器 ※注4	概ね月1回収 (委託)	選別し、保管 (委託)	
ペットボトル 飲料、しょうゆ等のペットボトル ※注4	概ね月1回収 (委託)	選別し、圧縮 (委託)	
飲料用紙パック 飲料用の内側が白色で500ml以上の紙製容器 ※注4	又は	保管 (直営)	
空き缶 飲料、食品等のアルミ、スチール製容器 ※注4	公共施設で拠点回収	選別し、圧縮 (委託)	再生利用
古紙類・古布類 新聞紙、雑誌、ダンボール、古着類	環境清美センターで拠点回収	保管 (委託)	再生利用 (委託)
使用済小型家電 携帯電話、カメラ、映像用機器、音響機器、補助記憶装置、ゲーム機等	公共施設及び民間施設で拠点回収	選別し、保管 (直営)	専門処理業者で再生利用 (委託)
陶磁器製・ガラス製食器類 リユースできない陶磁器製及びガラス製食器類	公共施設で拠点回収 イベント回収	破碎処理 (委託)	専門処理業者で再生利用 (委託)

※注1 市民自ら処理する場合及び市民の意向で許可業者に依頼する場合を除く。

※注2 直営・委託の区別は、収集区域により定める。

※注3 1回の申込につき、6点まで排出可能で、申込んだ日の2か月後から再度、申し込める。

※注4 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第2項に規定する特定容器に限る。

イ 事業活動に伴って排出される一般廃棄物 ※注

分別の区分及び該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
燃やせるごみ 生ごみ、再生できない紙くず、木くず等	随時収集 (許可業者)		家庭から排出される一般廃棄物と同様に処理
燃やせないごみ 木製家具等			
生ごみ 市立学校園給食の残さ等	概ね週2～3回 収集 (直営)	堆肥化し、再生利用 (直営)	
公園ごみ 落ち葉、剪定枝等	随時収集 (委託)		家庭から排出される一般廃棄物と同様に処理

※注 事業者自ら処理する場合を除く。

ウ 動物の死体 ※注

該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
動物の死体 飼犬、飼猫、野生動物等の死体	電話等申込により 収集 (直営)		燃やせるごみと同様に処理

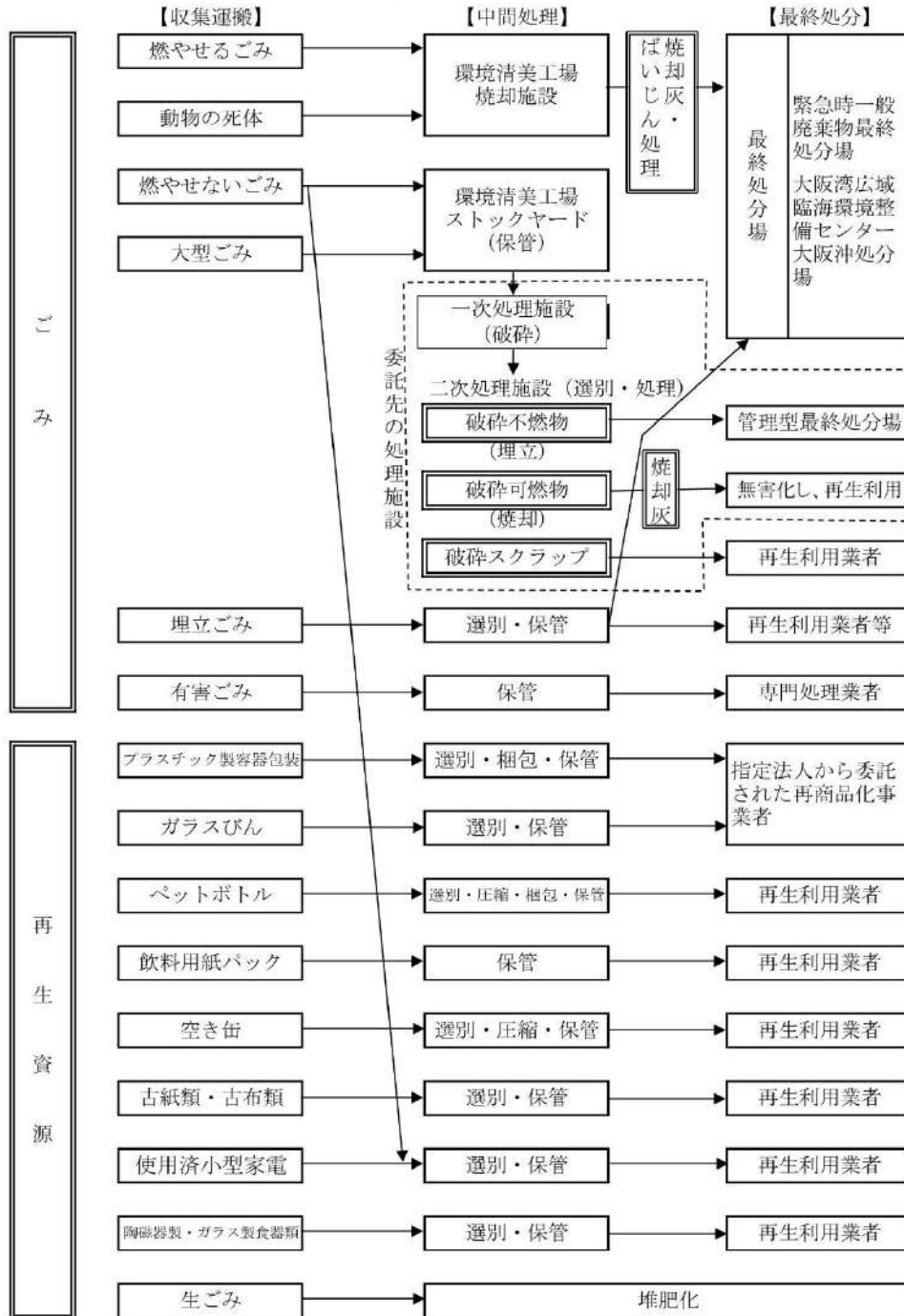
※注 排出者自ら処理する場合を除く。

エ 市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第2項の規定に基づき、市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物として、以下のものを指定する。

- 紙くず
- 木くず(パレット及び建設業からの木くずを除く)
- 繊維くず

オ ごみ処理体系（令和6年10月から）



※注 中間処理の選別において生じた残さは、その性状に応じて、焼却、破碎、直接埋立の処理をする。
 ※注 使用済小型家電については、ボックス回収分及び市民が環境清美センターへ自己搬入したもののうち該当物を別途回収したものに限る。
 ※注 陶磁器製・ガラス製食器類については、ボックス回収・イベント回収したものに限る。
 ※注 生ごみは、市立学校園から発生する給食の残さ等に限る。

(2) 一般廃棄物処理業・処理施設設置の許可

ア 許可指針

一般廃棄物処理業の許可については、平成21年4月1日に策定した一般廃棄物の処理業の許可指針に基づくものとする。また、一般廃棄物処理施設設置の許可は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2に基づくものとする。

イ 許可件数（令和8年3月1日現在）

(7) 収集運搬業

処理する廃棄物の種類	件数
浄化槽汚泥、特別管理一般廃棄物を除く一般廃棄物	34
剪定枝木、草、木くず限定	2
剪定枝木、草限定	6
実験動物の死体限定	1
食品廃棄物限定	2

(4) 処分業

処理する廃棄物の種類	件数
剪定枝木、草、木くず限定	2
剪定枝木、草限定	1
びん、空缶、ガラス、プラスチック、ペットボトル、紙、金属くず、繊維くず限定	1
木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類限定	1
木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類限定	2

(6) 処理施設

処理する廃棄物の種類	件数
プラスチック製容器包装及びその残さ（廃プラスチック、ガラスくず、紙くず、金属くず、動植物性残さ、焼却灰、木くず、ゴムくず等）	1

(3) ごみの発生抑制、再生利用及び適正処理に関する施策

区分	取組	具体的な内容
3Rの推進	インターネット、広報紙による情報発信	市ホームページ等のインターネットやSNSを活用し、ごみ処理の現状、ごみの減量、ごみの出し方等の情報を発信する。
	ごみ減量キャラバン	ごみ減量に取り組んでいる市民団体が講師となり、組成分析等のデータを基にして、雑がみの判別、生ごみの水切り等の日常生活における工夫によるごみ減量を促進するための学習会を公民館での講座や、自治会を対象として実施する。
	環境学習の見直し	奈良市のごみ処理の状況及びごみ減量に関する新たな情報を提供し、環境教育の充実を図る。また、市内小学校に呼び掛け、小学生向け「ごみ減量キャラバン」の活用を促す。
	家庭ごみ分別・減量説明会	市民からの要望に応じ、市民の用意する会場に職員・市民団体の講師が出向き、説明会を実施する。
	学習用教材の制作	「もったいない」の心を持ち、自主的にごみ減量の行動を実践できる子ども達を育成するため制作したごみに関する学習用教材について継続的に内容の見直しや新たな教材の制作を行い、充実を図る。
	事業者向けごみ適正処理説明会	大規模事業者へ対し、廃棄物の減量及び適正処理等の説明会を年に1回、実施する。
	大規模事業所への指導	事業系一般廃棄物減量計画書及び廃棄物管理責任者を通じ、自主的にごみの減量が促進されるよう指導する。
	Echanges	民間事業者の模範となるように、市役所等の公共施設でごみ減量と分別排出を徹底する。
	ごみ処理（搬入）手数料の見直し	環境清美工場へのごみ搬入手数料の改定を契機とし、事業所に対しごみの適正処理及び減量の取り組みを進めてもらう。
	家庭ごみ有料化実施の検討	廃棄物処理に係るコストや公平な負担のあり方について検証し、処理費用の適正化を図る。
	リユース交換会	靴、かばん、ぬいぐるみ等を市民に持ち寄ってもらうリユース交換会をイベント等で実施する。
	陶磁器製・ガラス製食器類リユース・リサイクル事業	ごみ減量及び資源の有効利用を目的とした陶磁器製・ガラス製食器類のリユース・リサイクル事業を奈良市内各所で実施する。
	再生資源分別収集	再生資源として、プラスチック製容器包装、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶を収集する。
	公共施設等での再生資源・電池類の回収	市役所、公民館、人権文化センター、出張所、連絡所において、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶、家庭用インクカートリッジ、蛍光灯・電池類の拠点回収を実施する。（施設により回収品目は異なる。）
	有害ごみ回収	回収した乾電池、蛍光灯等の有害ごみを専門処理業者に委託し、再生利用する。
	再生資源店頭回収小売店等の情報提供	再生資源の店頭回収を行っている小売店等の情報を集約し、市ホームページ等に掲載する。
使用済小型家電リサイクル	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）に基づき、使用済小型家電の拠点回収を行い、リサイクルを実施する。	
小型家電ピックアップ回収	これまで不燃ごみとして処理されていた家電製品を環境清美工場にて別途回収して事業者へ引渡し、再資源化を行う。	

区分	取組	具体的な内容
3Rの推進	草木類の再生利用	町内清掃や学校等から排出された草木類を選別し、再生利用する。
	剪定枝木粉碎機を利用した剪定枝木活用	市が用意した剪定枝をチップ化する「剪定枝粉碎機」を市民自らが使用し、家庭等で発生した剪定枝チップの活用を促進することで、ごみの減量化及びごみ減量啓発に資する。
	汚泥発酵肥料(畑薬)の製作	衛生浄化センター汚泥再生処理施設のし尿処理工程で発生する汚泥を再生し、汚泥発酵肥料(畑薬)を製造する。製造した肥料は市民に配布する。
	生ごみ処理機器等購入助成	家庭から発生する生ごみを自家処理することでごみ減量を進めるため、生ごみ堆肥化容器(コンポスト容器・EMぼかし専用容器)、電気式生ごみ処理機及びダンボールコンポストの購入者に対し、助成を行う。また、事業所で発生する生ごみの減量を促進するため、業務用生ごみ処理機の導入費用を助成する。
	給食残渣や草木類の堆肥化	奈良市で収集している給食残渣や草木類から生産した堆肥を活用し、地産地消の仕組みづくりを関係者と進め、地域資源循環サイクルの構築を目指す。
プラスチックごみの処理	プラスチック製ごみの発生抑制・再資源化の推進	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行(令和4年4月)に伴い、ワンウェイプラスチックごみの発生抑制を推進する。また、製造・販売事業者などによる自主回収や市町村の分別収集・再商品化などについて、行政としての取り組み内容の調査・研究を行う。
食品ロス削減	食品ロス削減キャラバン	市内小学校をターゲットに、テーマを「食品ロス削減」に特化した出前講座を実施する。
	てまえどり運動の推進	すぐに食べる食品を買う際、陳列棚の手前の商品から順番に取っていくことで食品の廃棄を減らす購買行動「てまえどり」の普及のため、啓発ポップやポスターを協力事業者へ提供する。
	フードバンク事業への協力と同事業の周知・啓発	安全に食べられるにもかかわらず、流通することができない食品を企業や個人等から寄付を受け、必要としている方々に無償で提供するフードバンク活動を行う団体に協力するとともに、フードバンク活動について事業者や市民に広く周知し、活動の認知度を向上することで取扱い食品量を増加させ、廃棄量を減少させる。
	3010運動の推進	宴会時等の食べ残し削減を目的に、開始後30分と終了前10分に食事を楽しむ時間を設定して食べきる「3010運動」について市民・事業者に向け周知啓発を行うほか、協力店募集などを行っていく。
紙ごみの削減	「雑がみ」リサイクルの啓発強化	雑がみの対象品目や出し方、回収業者及び回収場所を周知することで、紙ごみのより一層の削減を目指す。
	古紙回収協力業者との提携	地域での雑がみ回収の促進に向け、市内で活動する古紙回収業者と協力関係を結び、集団資源回収の拡大を進める。
	古紙類・古布類の回収	自治会等による集団資源回収を促進するとともに環境清美センター内の資源回収作業所でも、市民・事業者持ち込み分を回収する。

区分	取組	具体的な内容
多様な主体の 参画・連携	ごみ懇談会との協働	ごみ減量などを考え、行動するための市民団体であるごみ懇談会と協働し、ごみ減量キャラバン等を実施する。
	大学との連携	奈良市と連携協定を締結している大学に対し、若年層に向けたごみの分別徹底、ごみ減量についての協力を呼びかける。今後もこの活動を継続するとともに、ごみとして捨てられている雑紙等の再資源化等の取り組みについても協力を呼びかけていく。
適正処理の推 進	奈良市のごみ事典 ごみ・再生資源の分 け方と出し方	ごみの分別・収集について記載した奈良市のごみ事典を主に市外からの転入者に配布するとともに、ごみ・再生資源の分け方と出し方に係るパンフレットを奈良市ホームページで公開する。
	ごみカレンダー	ごみ及び再生資源の収集日を示したカレンダーを全戸配布する。
	奈良市ごみ分別アプ リ	ごみについて関心の低い若年層を主な対象として、ごみの適正排出の促進を図るため、スマートフォン向けアプリを配信する。
	ごみ分別用啓発ス テッカー	再生資源が混じる等、分別が不適切なごみに対し、ステッカーを貼り、啓発を行う。
	ごみの収集区分の見 直し	市民の要請や法制度の変更等により、必要があればごみの収集区分を見直す。
	一般廃棄物処理業者 に対する許可基準及 び許可指針の適用	収集・運搬について許可を受ける一般廃棄物処理業者数は市内で排出されるごみ量に対して適正であり、指導・監視の徹底を図るため、新規許可を見合わせる。
	家庭で発生する排出 禁止物の適正な排出 先の確保	排出先を確保しにくい排出禁止物について、全国都市清掃会議等を通じ、国や産業界に適正な引き取りシステムの構築を要望する。
	搬入管理の強化	奈良市環境清美センター搬入管理要領に従い、センターの適正管理運営に努め、自走式コンベアごみ投入検査機を活用しごみ搬入車の積載物の展開検査を随時行うとともに、不適切なごみを搬入した許可業者に対し、指導等を行う。
	事業系ごみの出し方 に関するルールの一 徹	奈良市内の事業所へ事業系ごみの適正排出に関する啓発を行い、処理に関するルールの一徹を図る。
	違法な野外焼却や不 法投棄等の防止	市民、事業者への啓発活動を充実し、違法な野外焼却や不法投棄等の防止を図る。 また、不法投棄の重点監視地域を設定し、パトロールや監視センサーの設置等を行う。
	適正な運転管理の継 続と運転データ等の 公表	環境清美工場、最終処分場において、適正な運転管理を継続し、運転データ等を公表する。
	最終処分量の削減に よる最終処分場の延 命	ごみ減量及び中間処理により最終処分量を削減し、フェニックス最終処分場への計画的な搬入を進めていく。
新クリーンセ ンター建設	ごみ焼却施設の移転	「奈良市クリーンセンター建設画策定委員会」の運営を円滑に遂行し、候補地議論の早期解決を図る。
災害時の廃棄 物処理	災害時等の廃棄物処理への対応	災害発生時等に迅速に対応することができるよう、災害廃棄物処理計画を見直し、計画推進に向けた庁内体制及び住民との協力体制を整備する。

(4) 収集運搬計画

ア 収集運搬する廃棄物の量 (令和8年度推計値)

種類	市収集 ※注	許可業者収集	直接搬入	合計	
家庭系	燃やせるごみ	35,207 t	-	1,245 t	36,452 t
	燃やせないごみ	2,018 t	-	2,160 t	4,178 t
	大型ごみ	2,323 t	-	-	2,323 t
	埋立ごみ	963 t	-	-	963 t
	有害ごみ	56 t	-	-	56 t
	再生資源	5,839 t	-	341 t	6,180 t
	小計	46,406 t	-	3,746 t	50,152 t
事業系	燃やせるごみ	0 t	27,133 t	759 t	27,892 t
	燃やせないごみ	0 t	222 t	0 t	222 t
	生ごみ(再生資源)	200 t	-	-	200 t
	小計	200 t	27,355 t	759 t	28,314 t
合計	46,606 t	27,355 t	4,505 t	78,466 t	
動物の死体	1,040 体	-	-	1,040 体	

※注 市収集とは、市の直営又は市からの委託による収集

イ 収集運搬に係る施設 ※注

※注 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に基づく一般廃棄物処理施設以外の施設も含む。

(7) ごみ収集基地

名称	環境清美センター事務厚生棟
所在地	奈良市左京五丁目2番地
収集区域	委託収集区域を除く奈良市全域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、埋立ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装、生ごみ(事業系)、動物の死体

(イ) 再生資源収集基地

名称	廃棄物対策課リサイクル分室
所在地	奈良市大安寺西二丁目281番地
収集区域	奈良市全域
処理する廃棄物の種類	ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶

(ウ) 委託業者収集基地

名称	株式会社奈良市清美公社
所在地	奈良市大安寺西三丁目10番21号
収集区域	市長が別に定める区域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶

名 称	武田環境・大和清掃家庭系ごみ収集運搬業務共同企業体
所 在 地	奈良市八条三丁目737番地の1
収 集 区 域	市長が別に定める区域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチック製容器包装

名 称	株式会社武田環境
所 在 地	奈良市八条三丁目737番地の1
収 集 区 域	市長が別に定める区域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチック製容器包装

ウ 家庭から排出される一般廃棄物の収集方法

下記のとおり、家庭から排出される一般廃棄物を収集する。

また、収集する日時については市長が別に定める。

なお、ステーション収集を行う種類のごみで、ステーション収集未実施の地区に対しては、ステーション収集の推進を図る。また、小規模ステーションの統合を図る。

種類	収集方式	排出方法
燃やせるごみ	原則ステーション収集とする。	45ℓ以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出する。
燃やせないごみ		
大型ごみ	戸別収集とする。	45ℓ以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。また、いずれの場合も、排出物に「奈良市申込品」と「排出者の姓」を記入した紙を貼る。
埋立ごみ	自治会等の申込者の指定する集積場からの収集とする。	排出物の性状に合わせ、市長の指示に従い、排出する。
有害ごみ	戸別収集とする。(拠点回収も実施)	45ℓ以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。また、いずれの場合も、排出物に「有害ごみ」と「排出者の姓」を記入した紙を貼る。
プラスチック製容器包装	原則ステーション収集とする。	洗浄し、45ℓ以下の透明又は半透明の袋に入れ、二重袋にせずに排出する。
ガラスびん	ステーション収集とする。	洗浄し、無色・茶色・その他の色に分別し、市が配布するコンテナに入れ、排出する。
ペットボトル	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、市が配布する網袋に入れ、排出する。又は拠点に設置された回収箱に排出する。
飲料用紙パック	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、市が配布するコンテナに入れ、排出する。又は拠点に設置された回収箱に排出する。
空き缶	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、市が配布する網袋に入れ、排出する。又は拠点に設置された回収箱に排出する。
古紙類・古布類	拠点回収(環境清美センター内資源回収場)とする。	拠点に設置された回収場所に排出する。
使用済小型家電	拠点回収とする。	拠点に設置された回収ボックスに排出する。
陶磁器製・ガラス製食器類	公共施設で拠点回収、又はイベント回収とする。	拠点に設置された回収ボックスに排出、又はイベント等において排出する。

エ 事業活動に伴って排出される一般廃棄物の収集方法

種類	収集方式	排出方法
燃やせるごみ	排出者と許可業者との契約による。	透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。
燃やせないごみ		
生ごみ ※注	個別に収集する。	市長の指示に従い、排出する。
公園ごみ		

※注 生ごみは、市立学校園から発生する給食の残さ等に限る。

オ 市が収集しない一般廃棄物の処理方法

区分	品目の例示	処理方法
一時多量ごみ	引越し、死去等により、一時的に多量に発生するごみ	市の施設へ直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を依頼する。
特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に定める特定家庭用機器廃棄物	①ユニット形エアコンディショナー ②テレビジョン受信機のうち、ブラウン管式、液晶式、プラズマ式及び有機EL式のもの ③電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 ④電気洗濯機及び衣類乾燥機	購入した小売店がわかる場合、又は買い換えの場合は、販売した小売業者に引き取り義務があるため、そこに引取りを依頼する。それ以外の義務外品は、自ら指定引き取り場所又は環境清美センター廃棄物対策課へ搬入するか、家電引き取り協力店に引取りを依頼し資源化を図る。
奈良市環境清美センター搬入管理要領別表第1に規定する搬入禁止物	①有害な物 薬品、農薬、劇薬 ②危険性のある物 自動車用バッテリー、消火器、LPガスボンベ、ドラム缶等 ③引火性のある物 ガソリン、灯油、プロパンガス等 ④特別管理一般廃棄物に指定されている物 PCB含有物、感染性廃棄物等 ⑤その他、処理を著しく困難にし、又は廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる物 農業用機械、大型温水器、コンクリート、ピアノ、バイク（オートバイ）、タイヤ、タイヤホイール、スプリング入りマットレス等 ⑥設置又は撤去の際に専門業者の資格や技術が必要な物 流し台、ビルトインコンロ、洗面化粧台、便器、浴槽、風呂釜、給湯器、扉、瓦、門扉、フェンス等 ⑦資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する指定再資源化製品 パソコン等	排出者自ら処理する。または、販売店・メーカー・処理業者に引取、資源化を依頼する。
奈良市環境清美センター搬入管理要領別表第2に規定する搬入条件を満たさないもの		搬入条件を満たして排出する。

(5) 中間処理・再生利用計画

ア 再生利用量 ※注

種類		再生利用量
再生資源搬入	プラスチック製容器包装	3,240 t
	ガラスびん	1,460 t
	ペットボトル	465 t
	飲料用紙パック	62 t
	空き缶	410 t
	古紙類・古布類	309 t
	使用済小型家電	214 t
	陶磁器製及びガラス食器類	20 t
	生ごみ	200 t
	小計	6,380 t
有害ごみ回収		56 t
草木（剪定・枝木）チップ化等再生利用		576 t
集団資源回収		14,245 t
合計		21,257 t

※注 市内で発生する廃棄物の再生利用として、上記の他に各家庭での生ごみ堆肥化容器及び処理機によるもの、古紙類・古布類の民間拠点回収、販売店による店頭回収、その他事業所による自主的な再生利用等があるが、これらの数値は含めていない。

イ 中間処理・再生利用に係る施設 ※注

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物を処理する。

※注 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に基づく一般廃棄物処理施設以外の施設も含む。

(7) 直営または委託先のごみ処理施設

a 焼却処理施設

名 称	環境清美センターごみ焼却施設	
所 在 地	奈良市左京五丁目2番地	
処 理 方 法	全連続燃焼式	
処 理 能 力	480t/24h (120t/24h×4基)	
操 業 形 態	直営	
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ(再生資源選別残さを含む)、破碎可燃物、動物の死体	
処 理 量	燃やせるごみ	64,344 t
	動物の死体	1,040 体
残 さ 量	ばいじん処理物	1,300 t
	焼却灰(非鉄を含む)	8,300 t
	合計	9,600 t
処 分 先	焼却灰(非鉄を含む):大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場 ばいじん処理物:大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場	

b 委託先の処理施設

名 称	三重中央開発株式会社(各処理施設)	
所 在 地	京都リサイクルセンター:京都府木津川市加茂町大畑背谷38番地1 三重リサイクルセンター:三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地	
処 理 方 法	破碎、焼却、焙焼、管理型埋立	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	燃やせないごみ(再生資源選別残さを含む)、大型ごみ	
処 理 量 ※ 注	燃やせないごみ	4,400 t
	大型ごみ	2,323 t
	合計	6,723 t
処 分 先	破碎可燃物:焼却処理し、発生した焼却灰は無害化し再生利用 破碎不燃物:管理型埋立 破碎スクラップ:再生利用業者	

※注 中間処理から最終処分までの全ての処理が行われる。

(イ) 直営または委託先の再生利用施設

a 草木類選別保管施設

名 称	草木類選別保管施設	
所 在 地	奈良市奈良阪町2683番地	
処 理 方 法	選別・保管	
操 業 形 態	直営	
処理する廃棄物の種類	埋立ごみ	
処 理 量 ※ 注	576 t	
処 分 先	草木類：再生利用者等 土砂類：緊急時一般廃棄物最終処分場	

※注：選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

b 有害ごみ資源化施設

名 称	野村興産株式会社	
所 在 地	北海道北見市留辺蘂町富士見217-1	
処 理 方 法	焙焼処理・水銀回収等再生利用	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	乾電池・蛍光灯等	
処 理 量	56 t	

c プラスチック製容器包装中間処理施設

名 称	プラスチック製容器包装中間処理施設	
所 在 地	奈良市西九条町五丁目4-3及び4-13地内	
処 理 方 法	選別及び梱包	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	プラスチック製容器包装及びその選別残さ	
処 理 量	プラスチック製容器包装	3,240 t
	選別残さ	760 t
	合計	4,000 t
処 分 先	プラスチック製容器包装：指定法人の定める再商品化事業者施設 選別残さ：環境清美センターごみ焼却施設	

d ガラスびん保管施設

名 称	ガラスびん保管施設	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	選別及び屋外保管	
面 積	48 m ²	
操 業 形 態	直営	
処理する廃棄物の種類	ガラスびん及びその残さ	
処 理 量 ※ 注	ガラスびん (無色)	732 t
	ガラスびん (茶色)	352 t
	ガラスびん (その他の色)	376 t
	合計	1,460 t
処 分 先	ガラスびん：指定法人の定める再商品化事業者施設 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センターに搬入後、三重中央開発株式会社へ	

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

e ペットボトル資源化施設

名 称	ペットボトル圧縮梱包作業所	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	選別、圧縮及び梱包	
処 理 能 力	0.9t/h (0.3t/h×1基、0.6t/h×1基)	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	ペットボトル及びその残さ	
処 理 量 ※ 注	465 t	
処 分 先	ペットボトル：ペットボトル保管施設 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センターに搬入後、三重中央開発株式会社へ	

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

f ペットボトル保管施設

名 称	ペットボトル保管施設	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	屋外保管	
面 積	710 m ²	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	ペットボトル	
処 理 量	465 t	
処 分 先	再生利用業者	

g 飲料用紙パック保管施設

名 称	飲料用紙パック保管施設	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	選別及び屋外保管	
面 積	22 m ²	
操 業 形 態	直営	
処理する廃棄物の種類	飲料用紙パック及びその残さ	
処 理 量 ※ 注	62 t	
処 分 先	飲料用紙パック：再生利用業者 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センターに搬入後、三重中央開発株式会社へ	

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

h 空き缶資源化施設

名 称	空き缶選別作業所	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	機械選別及び圧縮	
処 理 能 力	1.33t/h (0.63t/h、0.7t/h)	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	空き缶及びその残さ	
処 理 量 ※ 注	アルミ缶	208 t
	スチール缶	202 t
	合計	410 t
処 分 先	空き缶：空き缶保管施設 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センターに搬入後、三重中央開発株式会社へ	

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

i 空き缶保管施設

名 称	空き缶保管施設	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	屋外保管	
面 積	460 m ²	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	空き缶	
処 理 量	アルミ缶	208 t
	スチール缶	202 t
	合計	410 t
処 分 先	再生利用業者	

j 古紙類・古布類保管施設

名 称	古紙類・古布類保管施設	
所 在 地	奈良市左京五丁目2番地	
処 理 方 法	屋外保管	
面 積	50 m ²	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	新聞、雑誌、ダンボール、古布類	
処 理 量	新聞	20 t
	雑誌	148 t
	ダンボール	102 t
	古布類	39 t
	合計	309 t
処 分 先	再生利用業者	

k 使用済小型家電資源化施設

名 称	大栄環境株式会社三木リサイクルセンター	
所 在 地	兵庫県三木市口吉川町吉祥寺谷132番地8	
処 理 方 法	選別・保管後、再生利用	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	携帯電話、カメラ、映像用機器、音響機器、補助記憶装置、ゲーム機等	
処 理 量	214 t	

l 陶磁器製・ガラス製食器類資源化施設

名 称	藤野興業株式会社資源リサイクルセンター森屋工場	
所 在 地	大阪府南河内郡千早赤阪村大字森屋 630-1	
処 理 方 法	破砕処理後、再生利用	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	陶磁器製及びガラス製食器類	
処 理 量	20 t	

(ウ) 処分別業許可業者の施設

名称	所在地	処理する廃棄物の種類	処理能力
(株) オギタ	奈良市大柳生町2705-2	剪定枝木、草、木くず	2.0t/24h
石庭園グリーンサービス	奈良市横井六丁目621-3	剪定枝木、草	4.54t/24h
奈良市エコロジー事業(協)	奈良市北之庄町23-2	びん、空缶、ガラス、プラスチック、ペットボトル、紙、金属くず、木くず、繊維くず	4.8t/24h
(有) 丸進商会	奈良市北之庄西町一丁目5-2	木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類	1.0t/24h
(有) 日出産業	奈良市北之庄西町二丁目6-6	木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類	34.19t/24h
(株) I・T・O	奈良市南庄町136	木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類	60t/24h
E・G・C	奈良市鹿野園町131	剪定枝木、草、木くず	4.5t/24h

(6) 最終処分計画

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物を最終処分する。

ア 南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場(第二工区)

所在地	奈良市米谷町1857番地 他	
敷地面積		82,920 m ²
埋立面積		58,100 m ²
埋立容量		747,900 m ³
操業形態	直営	
埋立対象物	焼却灰、破砕不燃物	
処分量	焼却灰	0 t

イ 緊急時一般廃棄物最終処分場

所在地	奈良市奈良阪町1325番地 他	
敷地面積		46,611 m ²
埋立面積		27,400 m ²
埋立容量		264,403 m ³
操業形態	直営	
埋立対象物	土砂類	
処分量		387 t

ウ 大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場

所在地	大阪市此花区北港緑地地先	
処分場面積		95ha
埋立容量		13,975,000 m ³
埋立対象物	ばいじん処理物、焼却灰(非鉄)	
処分量	ばいじん処理物	1,300 t
	焼却灰(非鉄を含む)	8,300 t
	合計	9,600 t
埋立計画	埋立対象物は大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地に搬入された後、同センターにより埋立処分される。	

4 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）処理実施計画

(1) 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）の処理方法及びその主体

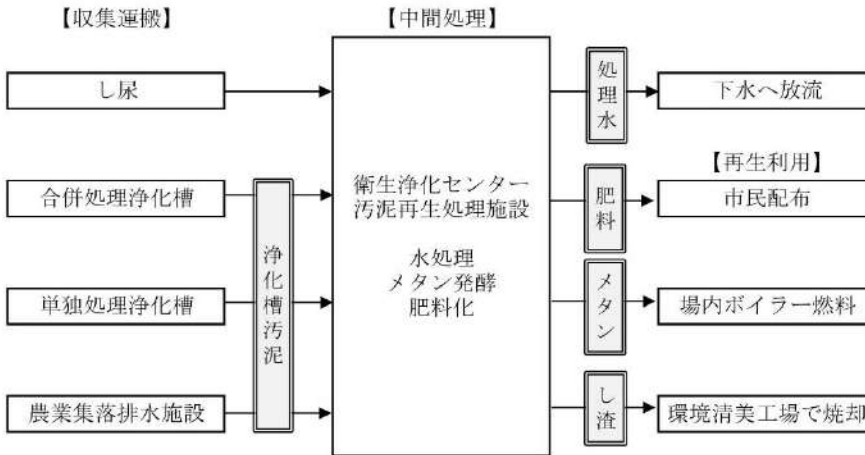
※都祁・月ヶ瀬地域は、奈良市と山添村により構成される一部事務組合である山辺環境衛生組合が処理主体となる。

ア 処理方法及びその主体

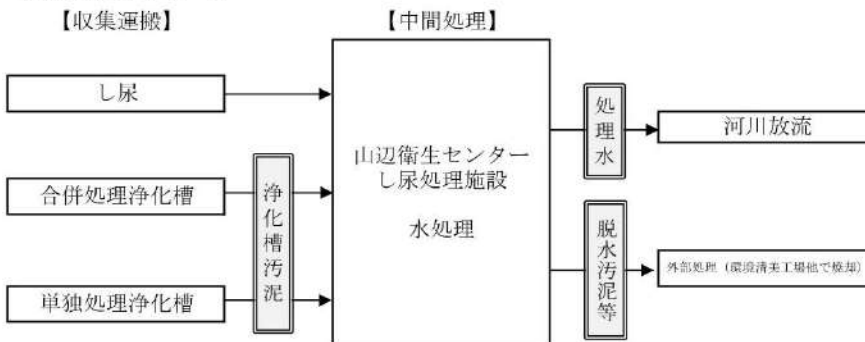
該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
し尿	概ね月1回収集 (委託)	○月ヶ瀬・都祁を除く地域	○月ヶ瀬・都祁を除く地域
浄化槽汚泥	浄化槽清掃業許可業者が清掃にあわせて収集 (許可業者)	し尿・浄化槽汚泥は高負荷脱窒素処理方式で処理 (直営) ○月ヶ瀬・都祁地域 高負荷脱窒素処理方式 (直営)	汚泥は肥料として再生利用 (直営) ○月ヶ瀬・都祁地域 汚泥は焼却処理 (委託)

イ 処理体系

【奈良市衛生浄化センター】



【山辺衛生センター】



(2) 一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業・浄化槽清掃業の許可

許可件数（令和7年3月1日現在）

種類	件数
収集運搬業	1
収集運搬業（月ヶ瀬・都祁を除く地域限定）	4
浄化槽清掃業	1
浄化槽清掃業（月ヶ瀬・都祁を除く地域限定）	4

(3) 市民等に対する広報・啓発活動

浄化槽清掃業許可業者を市ホームページに掲載し、浄化槽の清掃等について市民・事業者に啓発する。

(4) 収集運搬計画

ア 収集運搬する廃棄物の量（都祁・月ヶ瀬地域除く）

種類	令和6年度(実績値)		令和8年度(推計値)	
	市収集	許可業者収集	市収集	許可業者収集
し尿	2,529 kℓ	0 kℓ	2,391 kℓ	0 kℓ
浄化槽汚泥	0 kℓ	11,346 kℓ	0 kℓ	11,880 kℓ
計	2,529 kℓ	11,346 kℓ	2,391 kℓ	11,880 kℓ
合計	13,876 kℓ		14,271 kℓ	

イ 収集運搬する廃棄物の量（都祁・月ヶ瀬地域）

種類	令和6年度(実績値)		令和8年度(推計値)	
	組合収集	許可業者収集	組合収集	許可業者収集
し尿	611 kℓ	0 kℓ	590 kℓ	0 kℓ
浄化槽汚泥	0 kℓ	5,212 kℓ	0 kℓ	5,230 kℓ
計	611 kℓ	5,212 kℓ	590 kℓ	5,230 kℓ
合計	5,823 kℓ		5,820 kℓ	

(5) 中間処理計画

衛生浄化センター汚泥再生処理施設

所在地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処理方法	高負荷脱窒素処理方式により水処理し、汚泥はメタン発酵・肥料化を行う。 また、残さは環境清美工場で焼却する。	
処理能力	し尿、浄化槽汚泥	90kℓ/24h
	生ごみ	3.4t/24h
操業形態	直営（ただし、運転管理は委託）	
処理する廃棄物の種類	し尿、浄化槽汚泥	
処理量	し尿	2,391 kℓ
	浄化槽汚泥	11,880 kℓ
	合計	14,271 kℓ
残さ量	4 t	
堆肥化量	102 t	
残さ処分先	環境清美工場焼却処理施設	

山辺環境衛生組合 山辺衛生センター

所在地	山辺郡山添村大字遅瀬2384番地	
処理方法	高負荷脱窒素処理方式により水処理し、脱水汚泥等は環境清美工場他で焼却する。	
処理能力	し尿、浄化槽汚泥	20kℓ/24h
操業形態	一部事務組合	
処理する廃棄物の種類	し尿、浄化槽汚泥	
処理量	し尿	590 kℓ
	浄化槽汚泥	5,230 kℓ
	合計	5,820 kℓ
脱水汚泥等処理量	129 t	
残さ処分先	環境清美工場焼却処理施設他	

(令和8年4月7日揭示済)

奈良市告示第195号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の3第2項の規定により告示する。

令和8年4月7日

奈良市長 仲川元庸

1 指定公金事務取扱者・指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類

指定公金事務取扱者	指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類
奈良市二条町二丁目9番2号 一般社団法人奈良市歯科医師会 会長 横井 理	みどりの家歯科診療所診療使用料

2 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和8年4月1日

委託をした日：令和8年4月1日

3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(令和8年4月7日揭示済)

奈良市告示第196号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により都祁吐山町小川口垣内から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月8日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	谷川 正明 奈良市都祁吐山町 3269 番地	山口 秀樹 奈良市都祁吐山町 3335 番地

2 変更の年月日

令和8年4月1日

(令和8年4月8日揭示済)

奈良市告示第197号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により六条緑町二丁目自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月8日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

1 回目

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	中嶋 道子 奈良市六条緑町二丁目 16 番 13 号	今村 里美 奈良市六条緑町二丁目 9 番 24 号

2 回目

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	今村 里美 奈良市六条緑町二丁目 9 番 24 号	坂野 正弥 奈良市六条緑町二丁目 1 番 27 号

2 変更の年月日

1回目 令和7年4月1日
2回目 令和8年3月15日

(令和8年4月8日揭示済)

奈良市告示第198号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により横田町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月8日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	中谷 利文 奈良市横田町104番地	北森 雅人 奈良市横田町433番地

2 変更の年月日

令和8年3月15日

(令和8年4月8日揭示済)

奈良市告示第199号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示する。

令和8年4月9日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和8年4月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970191348	訪問介護	合同会社すてっぷ	奈良県奈良市平松五丁目27番8号	すてっぷ	奈良県奈良市平松五丁目27番8号
2970191355	訪問介護	株式会社今西建商	奈良県奈良市都祁友田町1459番地	訪問介護ステーションみもぎ	奈良県奈良市都祁友田町1463-1番地
2960199517	(介護予防)訪問看護	株式会社I.Land	大阪府東大阪市島之内二丁目5番39号	訪問看護ステーションMIYAB	奈良県奈良市芝辻町508リバーサホ萬302号室
2970191389	訪問介護	株式会社ベネッセスタイルケア	東京都新宿区西新宿二丁目3番1号新宿モノリスビル	グランダあやめ池駅前ケアステーション	奈良県奈良市あやめ池南二丁目1番44号
2960199525	(介護予防)訪問看護	株式会社ai	奈良県奈良市東九条町292番地の1	訪問看護ステーションつばき	奈良県奈良市東九条町292番地の1ユニティ奈良2番館1階

(令和8年4月9日揭示済)

奈良市告示第200号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により公示する。

令和8年4月9日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和8年4月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2990190320	小規模多機能型居宅介護	かさね株式会社	大阪府堺市南区鴨谷台二丁目5番1号	小規模多機能型居宅介護かさね宝来	奈良県奈良市宝来町1110番地の1

(令和8年4月9日掲示済)

奈良市告示第201号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により公示する。

令和8年4月9日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和8年4月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970191363	居宅介護支援	合同会社福ちゃん	奈良県奈良市富雄北三丁目9-15	二福ケアプランセンター	奈良県奈良市富雄北三丁目5-11
2970191371	居宅介護支援	合同会社ハートソレー	奈良県奈良市朱雀一丁目3-6 シティタウン朱雀J-2	ソーレケアプランセンター	奈良県奈良市朱雀一丁目3-6 シティタウン朱雀J-2

(令和8年4月9日掲示済)

奈良市告示第202号

介護保険法（平成9年法律第123号）第58条第1項の規定により、指定介護予防支援事業者を指定したので、同法第115条の30第1号の規定により公示する。

令和8年4月9日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和8年4月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970190332	介護予防支援	株式会社優日	奈良県奈良市肘塚町149-26	ケアプランセンター優日	奈良県奈良市北京終町27-2 タイエイビル202号

(令和8年4月9日掲示済)

奈良市告示第203号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年4月10日

奈良市長 仲川元庸

住居番号をつけた建造物の表示		
南登美ヶ丘24番5号	北登美ヶ丘四丁目15番23号	西登美ヶ丘一丁目10番23号
帝塚山三丁目7番12号	南登美ヶ丘10番1-室番号	藤ノ木台二丁目26番4-4号
三条桜町28番3号	四条大路二丁目3番33-2-室番号	帝塚山南二丁目6番4号
藤ノ木台三丁目4番22号	五条畑一丁目18番1号	松陽台二丁目14番16号
西大寺国見町一丁目6番1-2号	学園緑ヶ丘二丁目12番28号	登美ヶ丘三丁目15番16-1号

帝塚山三丁目6番19号	学園緑ヶ丘二丁目12番27号	
帝塚山三丁目6番18号	東登美ヶ丘二丁目12番3号	
西大寺小坊町6番25-1号	六条西二丁目15番12号	
四条大路一丁目14番35号	東紀寺町二丁目4番20-2号	
学園南一丁目9番15号	あやめ池一丁目10番10号	
西大寺本町7番2-5号	北登美ヶ丘二丁目5番28号	
六条一丁目3番12-室番号	あやめ池南六丁目4番31号	
あやめ池北三丁目3番13-2号	松陽台二丁目19番13号	
富雄北一丁目12番28-3-室番号	西登美ヶ丘五丁目7番15号	
西大寺東町一丁目1番4-室番号	六条西二丁目3番3号	
二条町一丁目3番7-1号	菅野台16番35号	
六条西六丁目7番8号	西登美ヶ丘三丁目13番3号	
三松二丁目2番15号	西登美ヶ丘四丁目8番13号	
北登美ヶ丘四丁目4番25号	松陽台四丁目5番2号	

(令和8年4月10日揭示済)

奈良市告示第204号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により秋篠早月町第一自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月13日

奈良市長 仲川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	藤井 正幸 奈良市秋篠早月町6番28号	有馬 雅規 奈良市秋篠早月町4番21号

2 変更の年月日

令和8年3月22日

(令和8年4月13日揭示済)

奈良市告示第205号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により奈保町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月13日

奈良市長 仲川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	豊田 基城 奈良市奈保町14番1号	山岡 章宏 奈良市奈保町17番22号

2 変更の年月日

令和8年2月11日

(令和8年4月13日揭示済)

奈良市告示第206号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により和田町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月13日

奈良市長 仲川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	稲葉 文明 奈良市和田町161番地	大谷 潤一 奈良市和田町49番地

2 変更の年月日

令和8年4月1日

(令和8年4月13日揭示済)

奈良市告示第207号

次に掲げる事業者を指定したため告示する。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定
 - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者の指定
- 令和8年4月13日

奈良市長 仲川 元 庸

(1) 指定年月日 令和8年2月1日（指定障害福祉サービス）

事業所番号	事業者		事業所		サービス種類	指定有効期限
	名称	住所	名称	住所		
2910104674	一般社団法人 空	奈良県奈良市 角振新屋町8 番地	ワークラボ クウ（空）	奈良県奈良市 神殿町406-9	就労継続支 援A型	令和14年 1月31日
2920100811	一般社団法人 WOODMOOR	奈良県天理市 別所町241-4 番	ニンジン	奈良県奈良市 あやめ池北三 丁目1-12-2	共同生活援 助	令和14年 1月31日

(2) 指定年月日 令和8年2月1日（指定障害児通所支援）

事業所番号	事業者		事業所		サービス種類	指定有効期限
	名称	住所	名称	住所		
2950100566	株式会社AYUMO	奈良県橿原市 内膳町二丁目8 番36号	おみそチル	奈良県奈良市 西登美ヶ丘二 丁目1-28	児童発達支 援・放課後 等デイサー ビス	令和14年 1月31日

(令和8年4月13日揭示済)

奈良市告示第208号

次に掲げる事業者を指定したため告示する。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定（更新）
 - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者の指定（更新）
- 令和8年4月13日

奈良市長 仲川 元 庸

(1) 指定更新年月日 令和8年2月1日（指定障害福祉サービス）

事業所番号	事業者		事業所		サービス種類	指定有効期限
	名称	住所	名称	住所		
2910101035	社会福祉法人 楽慈会	奈良県奈良市 南京終町13-4	訪問介護ステ ーションらく じ苑	奈良県奈良市 南京終町19-1	居宅介護・ 重度訪問介 護	令和14年 1月31日 まで

2910102132	社会福祉法人 こまどり会	奈良県奈良市 西ノ京町155 番地の1	もみの木・く るみ	奈良県奈良市 七条一丁目13- 34	短期入所	令和14年 1月31日 まで
2910102140	特定非営利活 動法人Msねっ と	奈良県奈良市 法蓮町433番 地1グローリ ー新大宮1階	Msねっと	奈良県奈良市 法蓮町433番 地1グローリ ー新大宮1階	就労継続支 援A型	令和14年 1月31日 まで
2910102926	京奈商事合同 会社	奈良県奈良市 東九条町771-3	ライフサポー ト風の谷	奈良県奈良市 東九条町771- 32F	生活介護	令和14年 1月31日 まで
2910103106	ウェルビー株 式会社	東京都中央区 銀座二丁目3 番6号	ウェルビー奈 良センター・ 就労定着支援 事業所ウェル ビー奈良セン ター	奈良県奈良市 三条町487-1 小山ビルディ ング3階	就労移行支 援・就労定 着支援	令和14年 1月31日 まで
2910103122	あをに工房株 式会社	奈良県奈良市 大宮町五丁目3 番14号不動ビ ル406号	ディーキャリ ア奈良オフィ ス	奈良県奈良市 大寺栄町3-27 泉谷ビル3階 305号	就労移行支 援・就労定 着支援	令和14年 1月31日 まで
2910103130	株式会社アイ マックス	奈良県奈良市 大宮町二丁目4 番43号秋永大 宮ビル2階	あいほうす大 宮	奈良県奈良市 大宮町二丁目4 番43号秋永大 宮ビル2階	就労継続支 援B型	令和14年 1月31日 まで
2920100043	社会福祉法人 こまどり会	奈良県奈良市 西ノ京町155 番地の1	もみの木・く るみ	奈良県奈良市 七条一丁目13- 34	共同生活援 助	令和14年 1月31日 まで

(2) 指定更新年月日 令和8年2月1日 (指定障害児通所支援)

事業所番号	事業者		事業所		サービス 種類	指定 有効期限
	名称	住所	名称	住所		
2950170387	京奈商事合同 会社	奈良県奈良市 東九条町771-3	アフタースク ール風の谷	奈良県奈良市 東九条町771-3	放課後等デ イサービス	令和14年 1月31日

(令和8年4月13日掲示済)

奈良市告示第209号

次に掲げる事業者を廃止したため告示する。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止

令和8年4月13日

奈良市長 仲川元庸

- (1) 廃止年月日 令和8年2月28日 (指定障害福祉サービス)

事業所番号	事業者		事業所		サービス 種類
	名称	住所	名称	住所	
2910100599	有限会社天与	奈良県奈良市三碓 六丁目10番26号 エクセター帝塚山 203号	ヘルパーステーシ ョンチーム	奈良県奈良市三碓 六丁目10番26号 エクセター帝塚山 203号	居宅介護・ 重度訪問介 護・同行援 護

2910101084	有限会社ふぁみり 一えいど	奈良県奈良市五条 西一丁目 29-17	有限会社ふぁみり 一えいど	奈良県奈良市五条 西一丁目 29-17	居宅介護
------------	------------------	------------------------	------------------	------------------------	------

(令和8年4月13日揭示済)

奈良市告示第210号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第6項の規定により告示する。

令和8年4月14日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
令和8年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
契約で定める基本費用の額並びに契約に定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算した金額とする。
- 3 包括外部監査契約の相手方の氏名及び住所
氏名 上田 美穂
住所 大阪府豊中市寺内2丁目14番1-904号
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
契約の定めるところによる。

(令和8年4月14日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第22号

奈良市排水設備指定工事店の指定をしたので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規程（平成26年奈良市企業局管理規程第4号）第10条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年4月1日

奈良市公営企業管理者 増田 聡

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社ウエスギ工 建	代表取締役 上杉 伸也	奈良県生駒市青山台 342 番地 68	令和8年3月18日

(令和8年4月1日揭示済)

奈良市企業局告示第23号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和8年4月1日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月1日

奈良市公営企業管理者 増田 聡

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和8年4月15日

下水を排除及び下水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式 又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
あやめ池南二丁目 1185-1 他	①	分流	
青野町二丁目 208-1 他	②	分流	
押熊町 2063-16 他	③	分流	

西大寺北町四丁目 878-1 他、秋篠三和町二丁目 870-40 他	④	分流	大和郡山市額田部南町 160 奈良県浄化センター
山陵町 184	⑤	分流	
押熊町 499-1	⑥	分流	
あやめ池南八丁目 900-33	⑦	分流	

位置図省略

(令和 8 年 4 月 1 日揭示済)

奈良市企業局告示第 24 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市企業局公金徴収事務等委託規程（平成 6 年水道局管理規程第 11 号）第 4 条の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

奈良市公営企業管理者 増田 聡

1 指定公金事務取扱者・指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる収入等の種類

指定公金事務取扱者	指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる収入等の種類
大阪府大阪市淀川区西中島 6 丁目 8 番 8 号 第一環境株式会社関西支店 関西支店長 小川 正晃	水道料金 下水道使用料 農業集落排水処理施設使用料 給水再開手数料等

2 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和 8 年 3 月 18 日

委託をした日：令和 8 年 4 月 1 日

3 指定公金事務取扱者に収入等の収納の事務を委託する期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(令和 8 年 4 月 1 日揭示済)

奈良市企業局告示第 25 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市企業局公金徴収事務等委託規程（平成 6 年水道局管理規程第 11 号）第 4 条の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

奈良市公営企業管理者 増田 聡

1 指定公金事務取扱者・指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる収入等の種類

指定公金事務取扱者	指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる収入等の種類
岐阜県岐阜市日置江一丁目 58 番地 株式会社電算システム 代表取締役 高橋 譲太	水道料金 下水道使用料 農業集落排水処理施設使用料

2 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和 8 年 2 月 4 日

委託をした日：令和 8 年 4 月 1 日

3 指定公金事務取扱者に収入等の収納の事務を委託する期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日まで

4 指定公金事務取扱者が提携している事業者の名称

- ・株式会社セブン-イレブン・ジャパン

- 東京都千代田区二番町8番地8
 - ・株式会社ローソン
東京都品川区大崎一丁目11番2号
 - ・株式会社ファミリーマート
東京都港区芝浦三丁目1番21号
 - ・山崎製パン株式会社
東京都千代田区岩本町3-10-1
 - ・ミニストップ株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
 - ・株式会社ポプラ
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665-1
 - ・株式会社セイコーマート
北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
 - ・株式会社しんきん情報サービス
東京都港区港南1丁目8番27号
 - ・ビリングシステム株式会社
東京都千代田区内幸町1-2-2
 - ・PayPay株式会社
東京都千代田区紀尾井町1-3
 - ・楽天銀行株式会社
東京都港区港南2-16-5
 - ・株式会社ゆうちょ銀行
東京都千代田区大手町二丁目3番1号
 - ・KDDI株式会社
東京都港区高輪2丁目21番1号
 - ・株式会社みずほ銀行
東京都千代田区大手町1丁目5番5号
 - ・株式会社NTTドコモ
東京都千代田区永田町2丁目11番1号
 - ・楽天ペイメント株式会社
東京都港区港南二丁目16番5号
 - ・イオンフィナンシャルサービス株式会社
東京都千代田区神田錦町3丁目22番地
- 5 指定公金事務取扱者が提携している事業者との提携期間
令和8年4月1日から令和9年1月31日まで

(令和8年4月1日揭示済)

奈良市企業局告示第26号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市企業局公金徴収事務等委託規程（平成6年水道局管理規程第11号）第4条の規定により告示する。

令和8年4月1日

奈良市公営企業管理者 増田 聡

1 指定公金事務取扱者・指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる収入等の種類

指定公金事務取扱者	指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる収入等の種類
奈良市大宮町五丁目2番11号 南都ビルサービス株式会社	水道料金 下水道使用料

代表取締役 中谷 尚央

農業集落排水処理施設使用料
給水再開手数料等

2 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和8年3月25日

委託をした日：令和8年4月1日

3 指定公金事務取扱者に収入等の収納の事務を委託する期間

令和8年4月1日から令和8年5月31日まで

(令和8年4月1日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第23号

令和8年3月31日付けをもって本市選挙管理委員会委員阪田孝が退職したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第182条第3項の規定により、次の者を本市選挙管理委員会委員に補欠しました。

令和8年4月1日

奈良市選挙管理委員会

委員長 植田 茂

住所 奈良市あやめ池南七丁目848番地の22

氏名 荒木 恵子

(令和8年4月1日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第4号

奈良市農業委員会令和8年4月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第3号）第2条第1項の規定により告示します。

令和8年4月7日

奈良市農業委員長 巽 一 孝

1 日時

令和8年4月14日（火）午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 中央棟地下 B1会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農用地利用集積等促進計画について
- (3) 農地法第18条第1項の規定による許可申請について
- (4) 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第29条第1号に該当する転用の届出について
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- (6) 農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の者の要件確認について
- (7) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
- (8) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第13条の規定による生産緑地の取得のあつせんについて
- (9) 知事許可について

(令和8年4月7日揭示済)